第68回 佐用町議会[定例]会議録 (第2日)

平成27年9月16日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	加	古	原	瑞	樹	2番	千	種	和	英
	3番	小	林		裕	和	4番	廣	利	_	诗
	5番	竹	内	日	出	夫	6番	石	堂		基
	7番	岡	本		義	次	8番	金	谷	英	砯
	9番	Щ	本		幹	雄	10番	岡	本	安	夫
	11番	矢	内		作	夫	12番	石	黒	永	剛
	13番	平	岡	き	ぬ	Ž.	14番	西	岡		正
欠席議員 (名)											
遅刻議員											
(名)											
早退議員											
(名)											

事務局出席	議会事務局長	舟 引 新	書記	宇多雅弘
職員職氏名				
	町 長	庵 逧 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝山剛	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総務課長	鎌井千秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税務課長	加藤逸生	住 民 課 長	岡本隆文
説明のため出席	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横山芳己
した者の職氏名	商工観光課長	高見寛治	建設課長	鎌内正至
(20名)	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服部憲靖
	天文台公園長	谷口俊廣	上月支所長	中 石 嘉 勝
	南光支所長	鎌内電憲	三日月支所長	岡田義一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾崎文昭
欠 席 者				
(5)				
(名)				
遅 刻 者				
(57)				
(名)				
早 退 者				
(タ)				
(名)				
議事日程	另	J 紙 0	か と :	おり

午前10時00分 開議

議長(西岡 正君) 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日と明日にかけ8名の議員より一般質問の通告をいただいております。

一般質問は二元代表制の中で、行政全般にわたり議員が町長に対し、公の場で町民の声、 また、議員個人の考え方が提案できる唯一の、一つの方法であります。

どうか今日と明日、頑張っていただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき ますよう、よろしくお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長(西岡 正君) 日程第1は、一般質問であります。

8名の議員から通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

それでは、まず、初めに7番、岡本義次議員の発言を許可いたします。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番(岡本義次君) 皆さん、おはようございます。 7番議席、岡本義次でございます。 よろしくお願いします。

今年は、夏、ことのほか厚くペアと言いますか、ダブルの台風が5つもやってまいりました。幸いにも佐用は、それまして大したことはなかったんですけれど、先週、栃木県、茨城県の鬼怒川が氾濫し、多くの家屋が浸水し、学校や役場がつかり、亡くなった方、そして田畑が大被害を受けました。本当に6年前の佐用をほうふつさせるような本当にひどい被害でございます。被災を受けられた皆さんに心よりのお見舞いを申し上げると同時に、1日も早く復興していただきたい、このように思っております。

本日は、2件の一般質問をさせていただきます。

この席からは、佐用町の今なすべきことはということと、議員席からスクールバスの停留所設置について伺っていきたいと思います。

佐用町のなすべきことはということで、皆さんもご存じのように、毎月の広報をご覧いただいておると思いますけれど、生まれてくる子供は5、6人、そして亡くなる方は30、40人とか、月によっては変わっておりますけれど、10年前の人口、国勢調査等も含めた時、2万3,000人とか言われておりましたけれど、今では1万8,000人を切るような状態にもなっております。

亡くなった方ばかりでなくって、若者が街へ流出したり、そういう転出の方もいらっしゃるかと思いますけれど、だんだん学校は子供の減少で統廃合し、地域がさらに寂しくな

っております。

そこで、次のことを町長に伺います。

1つ、今、佐用町としては、何をしなければならないのかということでございます。

1つ、まちづくり推進会議、まちづくり部会が設置され、どういうふうにもっていこうとされておるんでしょうか。

1つ、優秀な職員がどんどんと役場に入っております。その職員たちに日常業務だけじゃなくって、何かテーマを与えて、佐用町がよくなるには、どうしたらいいというようなことも含めて、研究とか勉強を指示されておるのでしょうか。

1つ、日常業務でPDCA、Pプラン、Do実行、Cチェック、Aアクション、これらをまわしていらっしゃるのか。

1つ、一般職の信賞必罰制度はいつやられるのでしょうか。

1つ、管理職は既にやられておると聞いておりますけれど、どういうような部類の分を信賞必罰制度の中でやられたんか、お示しいただきたいと思います。

この場からの質問といたします。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁よろしくお願いします。

[町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) それでは、皆さん、改めましておはようございます。それぞれ早朝 から御苦労さまです。

非常に穏やかな実りの秋、取り入れの秋を迎えておりますけれども、冒頭、岡本議員の 御挨拶のように、北関東、また、東北では今年も、あのように大変な大きな災害が発生を してしまいました。1日も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。

佐用町といたしましても、6年前の災害を思い出しながら、心からお見舞いを申し上げ、 また、復興に向けた応援を少しでもしていきたいと、できるだけの応援をしたいというふ うに思っております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

さて、今議会の一般質問、今日、明日にかけて8名の議員の方からの通告をいただいて おります。それぞれ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初の岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町の今なすべきことはということで、どんどん人口が減少し、地域がさらに寂しくなっている状況の中、佐用町の今なすべきことはということのご質問でございますが、こうして、今、何をなすべきかというふうに真正面から問われましても、なかなか直ぐに新しい即効性のある施策をお答えすることはできません。

人口が減少し、過疎化をして、その対策について行政の大変一番大きな課題として、長年、取り組んできたわけでありまして、それは今も、そしてこれからも続く課題であろうかと思っております。

ご指摘のとおり佐用町の平成 17 年の国勢調査人口は $2 \, \pi$ 1,012 人でございましたが、 今年 7 月末の住民基本台帳人口は $1 \, \pi$ 8,280 人と、 $10 \, \pi$ 年前の合併時と比較をいたしますと 約 3,000 人弱減少いたしております。本年、 $10 \, \Pi$ 1 日を基準日とした国勢調査が、今、実施をされておりますが、その調査結果では、さらに少ない人口になるのではないかという ふうに危惧しているところでございます。

一方、国の人口についてでございますが、厚生労働省の機関である国立社会保障・人口問題研究所によりますと、日本の人口は 2008 年の約1億 2,800 万人をピークに長期的な

減少傾向に入っており、このままの傾向がおおむね続くと仮定した推計によりますと、2060年には8,674万人、2100年、22世紀には5,000万人を切るであろうとの推計が2012年に発表されております。このような状況を受け、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためにまち・ひと・しごと創生法が施行され、今回の地方創生の取り組みになっていることはご承知のとおりでございます。

ただ、全国の人口減少は 2008 年を境に始まったばかりでありますが、佐用町のような全国の多数の中山間・過疎地域におきましては、戦後日本の経済成長を遂げる中で、一貫して人口が減少し続けており、佐用町においても旧町時代から、これまで何十年もこの問題に向き合い、いろいろな対策に努力をしてきた課題でございます。

今の佐用町は、10年前に佐用郡の4町が合併して発足をいたしましたが、その合併の議論についても、そもそも人口減少が進んでいく中で、将来の地域のあり方、町のあり方について、どのようにするかということを、真剣に考える必要があったからであります。

そのような中、岡本議員の今、何をしなければならないのかというお尋ねでございますが、冒頭、お話を申し上げましたように、今までにも、今すぐに新しい即効性のある対策、施策をお答えすることはできませんが、これまでに何回もいろいろと同じようなご質問に対してお答えをしておりますとおり、佐用町では、若者が定住するための具体的な施策として、新婚世帯や子育て世帯、あるいは町内企業に勤める単身者が、安い家賃で住めるようにした定住のための町営住宅の整備や、若者世代が入居しやすいように町営住宅の入居基準なども見直しております。

また、町による宅地の分譲などの住宅施策をはじめ、中学生以下の子供たちの医療費の無料化や、今年度から開始した第2子以降の保育料の無料化、学校の副教材費相当額を商品券で助成するなどの子育て支援施策、企業誘致や起業・創業支援、学校などの跡地活用による雇用創出施策などに取り組んでいるところであります。ほかにも、町内全てに光ファイバーを敷設し、佐用町に住んでいても都市部にも劣らないような情報環境の整備を行い、若者が住み、子供たちを育てるための魅力ある環境づくりを行ってまいりました。

しかしながら、日本全体の人口が減っていき、首都圏に人口が集中する状況の中で、佐用町にだけ若者が増えていくということを想定することは、残念ながら難しい状況であることを覚悟しなければなりません。もちろん、今後も若者に定住してもらえるようなまちづくりに取り組み、人口減少の度合いを少しでも緩和していくことを目指すことは言うまでもございませんが、絶対数としては人口が減少していったとしても、そこに住む人々が安心して心豊かに、幸せに暮らせるような、そんなまちづくり、「しくみ」づくりが同時に重要であるというふうに考えております。

そのため、これまで進めてきた住民が主体となった地域づくりをさらに推進するとともに、さよさよサービスをはじめとした外出支援サービス事業の継続的な実施や、安心して子育てができるような子育て支援対策、結婚、婚活サポートの充実等による人口の自然減への対策、空き家活用や定住促進住宅整備などの定住人口増加施策による人口の社会減への対策などを実施するとともに、利神城跡の国史跡指定に向けた取り組みや、学校等跡地施設の活用などによる将来につながる夢のある新たな挑戦・チャレンジする施策を実施して、これまでと同様、着実に次代の佐用町を担う人材の育成と、誇りを持って住める佐用町をつくってまいりたいというふうに考えております。

次に、まちづくり推進会議が設置され、どういうふうにもっていこうとしているのかという問題に関するご質問でありますが、まちづくり推進会議は、生涯学習を振興し、地域 自治の担い手である町民と行政との協働によるまちづくりを進めることを目標として設置 をいたしました。この会議は、佐用町の地域課題を調査・研究し、町民のニーズや意向を 町政へ反映させるため、地域の自治能力の強化を図りながら、町民と行政が協働して佐用 町全体のまちづくりを進める組織として位置づけしております。

先ほども言いましたとおり、佐用町は、年々人口が減少し続けており、少子高齢化の一途をたどっております。このように避けることができない人口減少により、自治会にも大きな影響を及ぼし、自治会の維持が非常に困難になってきている自治会も現実的に次々とあらわれています。

このような状況を踏まえ、これまでに、この会議では、委員によるフィールドワーク・グループ討議を通して、地域の課題を抽出し、解決策を見出すことで、自治会相互協力の重要性を導き出し、自治会同士が助け合いができるよう、自治会間の相互協力体制づくりを協議する自治会相互協力分科会を開催し、必要性を検討してまいりました。この中では、人口減少と高齢化の進む中、自治会では、自治会の維持が困難になってくることをはじめ、農林地の荒廃の拡大、空家の増加、独居老人・高齢者世帯等の増加などの課題も浮き彫りとなっております。

また、少子高齢・人口減少社会の進行や町民ニーズの多様化など社会環境が大きく変化する中で、町民が暮らしやすいまちづくりを、さらに進めるための基本的なルールを定めるため、まちづくり基本条例分科会を設け協議していただきました。まちづくり基本条例分科会では、住民、行政、議会の役割やまちづくり活動への支援、地域づくり協議会の設置及びまちづくりに必要な情報の共有などについて定めた「まちづくり基本条例」を平成25年4月1日に制定をしたところであります。

今年度は、まちづくり推進会議の中に、まちづくり部会と生涯学習・スポーツ部会を設けております。まちづくり部会では、佐用町に住む人々や働く人が安心して充実した人生を過ごせるように住民と行政が一体となって豊かなまちと豊かな暮らしをつくっていくために策定する佐用町総合計画と、まち・ひと・しごと創生法に基づく佐用町人口ビジョン・地域創生総合戦略の策定において審議を行っていただいております。

審議では、佐用町の人口の現状や将来推計を分析し、人口の将来展望を行い、人口減少を緩和する取り組みや地域創生に資する取り組みなどについて意見を頂戴しております。 委員には、従来の各種団体等の代表の方に加え、西播磨県民局長をはじめ、金融機関や新聞社の方にも参加していただいております。今年度から来年度にかけて佐用町総合計画は、平成38年度までの10年間の計画を、また、佐用町人口ビジョン・地域創生総合戦略は今年中の策定を目指して、今、審議していただいておるところであります。

まちづくり部会は、今後も町や地域が抱えている現実的な課題をもとに、今後の活性化に向けた取り組みなどについて協議をしていただき、地域と行政がともに支え合い創造する協働のまちづくりに向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の優秀な職員がどんどん役場に入っているが、何かテーマを持たせて勉強、また、研究をしているのかということでありますが、職員は、それぞれに与えられた業務を遂行するために、自ら調べ、考え、上司の指導のもと日々業務を行っており、仕事を通して、仕事に必要な知識・技術・技能・人格などを身につけております。

また、人材育成の観点から申しますと、住民ニーズに的確に応え、住民サービスを向上させていくためには職員一人一人の能力、資質の向上が不可欠であり、佐用町職員人材育成基本方針に基づき、目指す職員像として、住民目線で、気づき・考え・行動する職員、目指す職場の姿として、職員が能力を発揮できる活力ある職場の2つを佐用町職員のあるべき姿として、自己学習の支援や職場内外における研修等を実施をいたしております。

次に、4点目の日常業務で、PDCAをまわしているかとのご質問でございますが、ご存じのとおりPDCAのPはプラン(計画)、Dはドゥー(実施)、Cはチェック(検証、

評価)、Aはアクト(改善、処置)ということでございますが、町においては、佐用町総合計画等の計画があり、各課においては課の計画がございます。その計画に基づき職員は目標を設定し、日常業務を行っております。その中で、大切なのは改善であると考えます。議員がおっしゃるとおり、業務における計画づくり、実施、検証作業に留まらず、それを生かして次の進歩につなげる、改善することが重要であると考えます。改善によって組織や個人が変化し、状況に適応し、業務が継続的に成長発展するものと考えるところであります。町職員においては、このPDCAを再認識し住民サービスの向上につなげていきたいというふに考えております。

次に、5点目の一般職の信賞必罰制度はいつからやるのか。また、6点目の管理職はやっているのかとのご質問でございますが、岡本議員が考えておられます信賞必罰制度というものが、具体的にどんな内容のものか定かではありませんが、信賞必罰制度といった名前の制度をつくる考えはございません。

佐用町として人材育成に資する制度としては、まず、管理職を対象とした人事評価制度を平成21年4月から導入をいたしております。平成26年5月14日に地方公務員法の改正が公布されたことにより、人事評価が法律で平成28年度から施行することが義務づけられており、現在、管理職を対象に実施している人事評価の能力評価を全職員に拡大をし、また、平成28年度から新たに全職員に業績評価を導入する予定といたしております。これにより、能力評価と業績評価の総合評価の結果を昇任、人事異動、昇給、昇格、勤勉手当へ反映をさせるよう、国からの指導がなされております。

また、町といたしましては、このことによって職員の仕事ぶりや努力の程度を観察をし、 長所や短所をつかむことによって、真に職員の能力資質の向上、人材育成に生かすことが 重要であるというふうに考えているところであります。

以上、それぞれご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) 今、町長からの答弁の中に、今、いわゆる第2子以降の無料化、そして、小中学校の医療の無料化、そして若者定住のための住宅家賃の低減とか、若者が少しでも残っていただけるようにいうようなことで、大分手を打たれて、光ファイバーの設置とか、佐用におっても、そういう日本中、世界中に発信できるような光ファイバーを使うことによってできるわけなんですね。

ですから、そういう地道なことは、ある程度やられておりますけれど、町長の行政手腕によって、いわゆる金、いわゆる自分とこの何が 80 億からの、そういう各項目によっては分れておりますけれど、基金も持っていらっしゃると。

そうした時に、やはり、私は思うんですけれど、佐用町は田畑が、もう年がいってできなくなっておると。そういう中で、やはり生産部門で、そういうやつをつくっていく部門、そして、それをさらに付加価値をつくって研究していくと。もち大豆味噌といういいものができておるんですよ。ですから、そういうふうに第2のもち大豆のような格好で、勉強して、たくさん優秀な職員が入って来ておりますので、それらについて、さらに勉強させると、研究させると。

そして、近畿大学は、いわゆるマグロの養殖も含めて、うなぎが少なくなったら、蒲焼をナマズに取りかえてやっておると。

そして、なおかつ佐用の奥海のほうだったら水が豊富で、いい水があります。ですから、

ニジマスとか、キャビアとか、そういうことでも取り組んで、近畿大学へ行って勉強して きた若者を、そういうふうなことに与えて、そして佐用の名物としてできるようなことも やっていくと。

そして、販路につきましても、やはり今、基金がある中で、私は、こういう生産部門、 そして、それをさらに付加価値をつける部門、そして第3は、販路の拡大。これは、今、 基金が、こういうある時こそ、有限会社つくって各5人、10人、さらによく軌道に乗って いけば増やしていったらいいと思うんですよ。

しかし、最初は街へ若者が出ても、本当に働いたら、その生活だけに追われて、なかな か街で土地買うたり、家を建てたりいうのは至難の業だと思います。

だったら地元に残って、20万円でも、いわゆる稼げることができれば、家から通うほうが、ずっと自分が生まれ育ったところで頑張ってみようかという人が、わし出てくると思うんですよ。

そしたら、京都なんかは 5,000、6,000 万人の人が観光客、ずっと年間来ておるんですね。そしたら、外人含めたら、今、7,000 万人ですよ。ですから、京都に近いところで、観光バスが 20 台でもとまれるようなとこを有限会社に確保して、そういう付加価値つくったもんでも、佐用で生産できたもんでも、それを送り込むぐらいな、将来ですよ、いっぺんにはできんと思う。ですから、そういうふうなことも優秀な職員が入って、そういう佐用が将来よくなるには、どうしたらええんやということも含めて、私は、日常業務だけじゃなくって、それを、階段一歩一歩上がるようにPDCA回してやってくださいということを、ここの中で、今日言わんとすることなんです。

ですから、そこらへんについては、いっぺんにはできません。町長。

しかし、階段一歩一歩上るように、何らか、そういうことを、今、基金のある健全な時 こそ、一歩を打つべきじゃないかと思うんですけれども、そこらへんはどうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) 岡本議員のお気持ちは、よくわかります。私たちも、そういうことが、どんどん、何とかできて、町を本当に元気にしていきたい。そういう思いで、いろんなことに頑張っているわけです。

基金がある。お金があるからできるということではありません。なくても、やる時にはやらなきゃいけない。

職員においても決して日常業務と言われるのが、窓口業務、役場の仕事というのは、たくさん、多岐にわたっております。そういう中には事務的な仕事、福祉的な仕事、窓口で住民といろんなご相談に応じたり、いろんなことをすることも非常に大事な仕事です。きちっとした手続きをすることも大事な仕事です。

それと同時に、部門として企画とか商工観光課、それぞれの職員、いろいろな事業にも 取り組んでいるわけです。

例えば、これもお金が、今言われる基金があったらできたことですけれども、太陽光のああした大きなメガソーラー発電所をつくれたのも、そうした基金を活用し、さらに木材を利用したり、また、収益、売電収入から、先ほど申しましたような、いろんな施策にも展開をしていく。これも職員、私たちが一緒になって考えてやっていることです。

今、学校跡地の活用等についても、当然、ただ単に学校の跡地をどこかに使ってもらえればいいというんじゃなくって、その使っていただく中で、佐用町の農業、林業、そういう事業も今後新しく展開できないかということも考えて、今、土づくりとか、そういうことにも取り組み、一方では、それを加工していく、販売をしていく。そういう部門についても、これは町だけでできることではない。やっぱり今は、これだけ、いろんな情報と、また、いろんな企業が、そういうことに、新しい次の事業として取り組んでいるという農業分野においても、そういうことを一緒にやって、企業の力も借りて、やっていこうということにも取り組んでおります。

だから、決して、一般業務だけをしているわけではないということは十分ご理解をいた だいていると思います。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) 今、町長の答弁の中に太陽光のソーラーで、そういう自分とこ独自 の利益を生み出すような、そして、それを使って、さらにまた、ほかの部門にも投資して いくと。これは、とてもよいことだとは、私は思っております。

ですから、こういうふうなことを、よその町がやってないことを、先がけて佐用が取り 組んだいうことは評価できると思います。

ですから、そういうふうなことを、やはり私は、優秀な職員がどんどん入って来てますね。岡山大や広島大や神戸大やいうて、そういうふうな子を、もっともっと私は、もっとできると思うんですよ。柔らかい頭の時に。そしたら、私は、ある役場へ行って広報見よったら、町民の皆さんが役場へ来た時に、おはよと言ったら、役場の職員から返事がなかったということで、町長に直訴されたそうですよ。そしたら、町長がみんなに、職員に挨拶ぐらいせんとあかんということを言われたら、みんなできだしたということで、みんな、どっちか言えば、まあ佐用は、そんなことないと思いますよ。指示待ち的な、いわゆる言われたらするけど、言われなんだらせんという方が、多分にいらっしゃるかということです。

そしたら、この6月号にも、佐用の給与体系が載ってございます。平均給与、一般行政職 39万7,494円、これ佐用町が発行して、町民の皆さんに知らせておる分ですよ。そしたら、支所へ行ったら、皆さん、町民の方、よく言われるんですよ。5時が来たらしまう段取りしておって、15分が来たらシャッター閉まって、さっと引き上げられておるというようなことも聞きます。

ですから、私は、やっぱり、こういう大企業並みの給料もらう超優良的な職場であるんですから、もう少し、町民のためにも頑張っていただきたいということで、叱咤激励もさせてもらうし、今、言いましたように、将来にわたって、やっぱりインターネット、素晴らしいですよ。日本で発信して、フェイスブックも捉えて、企画防災課長らこれですよ。余裕、ですから、歌歌って、コーラスも頭感化されていいことです。ですから、さらに佐用のために考えてみてくださいよ。もったいないな思います。

ですから、町長、副町長、総務課長、もっと勉強して、各課長に、「びゃっとこれ、佐 用どないしたらようなるんや」いうようなことを含めてやってください。私らも勉強しま す。みんな勉強しましょうよ。佐用のために。お願いします。ねっ。

ですから、そういうことを、やっぱりしていかんと、佐用町は、町長は、いつも言われる。佐用に住んでよかった、生まれてよかったと言われるふうに持っていくには、やっぱ

り若者が出て行ってしまって、おらんようになることが、そういうようなんが通じるんか どうかいうことも含めて、やっぱり根本から考えてもらって、そこで、お尋ねするんは、 今、皆さんにまちづくり推進会議、まちづくり部会を立ち上げされて、その中で決まった 事柄に対しては、いいことについては、将来、これがいいということであれば、資金とか つけて持って行かれようとするのか、そこらへんについては、どうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長 (庵逧典章君) まちづくり推進会議は、今、答弁させていただきましたように、そうした具体的なと言いますか、1つ1つの事業を計画していくということではありません。 佐用町の今、抱えている課題なんかを抽出しながら、将来の佐用町に向けて、どういう方向で町の課題に取り組んでいくのか、また、まちづくりをしていくのかというような、総合計画的なこと、また、基本計画的なこと、そういうことを議論、協議をしていただいたり審議をしていただいているところであります。

そういうことを持って、今度はそれを、まちづくり推進会議の下にと言いますか、それを組織している下、組織として最終的に地域づくり協議会とか、そういう組織があるわけです。具体的には、そこで、やはり、そういう方針に基づいた地域の、また、課題について取り組んで、考えていただきたいと。それに対しては、町としても一緒に考えさせていただき、また、必要な事業として財政的な、当然、手当が要る時には、財源を、いろんな形で財源を求めて、それをつくっていくということであります。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) その部会では、県民局長をはじめ、金融機関、そして専門分野各代表、それぞれの立派な人が大勢入ってやられておりますけれど、私は、しゃんしゃんと、ああいうようなことだけで終わらなくて、喧々諤々、口泡飛ばして、佐用をこういうようにようするんじゃいうようなことで、そして、やはりその中で、決まって、佐用をこういうふうにしたらええぞというやつが決まって、出て来たら、その各地域づくり協議会に任せるんじゃなくって、やっぱりプロジェクト組んででも、それを将来、10年かかってもええ、1年ごと階段上がるような格好の中で、そこへ資金手当てしてでも、いっぺんに何十億と出さんでも、5,000万円ずつでも、ずっと積み上げてでも、それが、1つのものができるようなことに持って行くべきじゃないかと思うんです。そこらへんは、町長も、各地域づくり協議会だけに任せて、絵に描いた餅に終わってしまうようなおそれがあるんですけど、そこらへんはどうでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、企画防災課長。

企画防災課長(久保正彦君) まちづくり推進会議のまちづくり部会につきましては、今もい ろんな分野の方から委員になっていただきまして、いろんな意見を頂戴しております。

ですから、先日もまちづくり推進会議のまちづくり部会を8月 11 日に開いたわけでございますけれども、この中では、ワークショップの形式をとり入れまして、その中で、委員の方にいろいろな自分が思っておられる、どんな意見をお持ちか、どんなことを佐用町でするべきなのかというふうなことも含めて、意見をお伺いしております。

ですから、そういうものを取り入れた地域創生総合戦略というものを決めていきたいというふうに考えておりますので、今後とも、いろんな方の意見を取り入れながら、佐用町のまちづくりというものを考えていきたいと考えております。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) 多くの方が、より有益者いうんですか、そういう金融とか、そしてまた、大企業の方とか、そういうふうな、ほんまに実践で頑張ってきてやってきたと、そういうところへでも、やっぱり私は、足運んででも、そのやった事柄、例えば、近畿大学へ行って勉強、さらにしてくるとか、そしたら、佐用ででもきれいな水があったりしたら、ニジマスやキャビアでも、わし飼えたりするんじゃないかと思う。

そして、また、海で育てておることは、真水で育つような研究も、今、してますはな。 ですから、そういうようなことを、やっぱり年かけてでも、やっぱり頑張ってやっていっ たら、佐用の特産物として、わし出てくるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、久保課長らは、優秀な課長ですから、インターネットを酷使して、どんどん、それらを、やっぱりこういうのじゃなくって、どんどんやってもらいたい。このように思います。

そこらへんについては、ひとつみんなが、副町長も総務課長も私らも含めて勉強して、 さらに佐用がよくなりますように頼みまっせ。ひとつ。

それと、日常業務でPDCAも回していらっしゃるということで、今、聞きましたけれど、そのPDCAをやっぱり回すと回さんのんと大違いなんやね。やっぱり、全然何も考えずに日常業務を、自分の指示された分だけを取り組んでやっていきよるいうのと、また、そういうPDCAを回して、さらに一歩ずつでもしたら、昨日より今日、今日より明日というように、さらに改善していくと思います。

ですから、これはぜひ、各支所も含めて、支所長も取り組んで、部下のみんな教えて改善をしていただきたい。このように思っております。

それから、その信賞必罰制度の分につきましても、町長は人事評価ということで、人事評価の中で、管理職は、既にやられておるということであれば、どういうことで評価されて、それがいわゆる昇給とか、ボーナスに反映されたんか。反映されたすればね、年間どういうふうな感じでプラスの人、そして、いわゆる佐用町を名を辱めたり、事故をやったり、降下級したような職員はいらっしゃらないと思いますけれど、実際、そういうマイナス評価の方があったんかどうかも含めてお答えください。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁。

町長(庵逧典章君) こうした人事評価制度というものが、国においても、その制定をされまして、先ほど答弁しましたように 28 年度から、これを導入するということで、管理職等については、21 年度、能力評価として、この評価をするというのは、非常に難しいわけです。評価をする者のまた研修、その能力を高めていかなければできないわけです。そういうことで取り組んできた。

それは、能力評価というものを中心にだけで評価をやっています。

この人事評価には、能力評価と業績評価、これは、どれだけのことができたかという実際に、この業績評価があるわけです。この業績評価によって、そうした、いわゆる一時金、 昇給とか、勤勉手当等へ反映をさせていくということになるわけです。

ですから、これは、まだ、やっておりません。これは、28年度から、能力評価と同時に業績評価も行うということで、国の指導を受けております。

ただ、公務員の場合、非常にこれは業績評価と言っても、工場で何か物をつくって、それ幾らできたとか、その幾らのコストでできたとか、そういう数値的なものを評価する、 出すということが非常に難しいわけですね。

だから、これはどんな評価の仕方をするのか、そういうことについて、今、その担当者のほうも、いろいろと会議なんかに招集があって行って聞いてきております。また、研修をしております。

でも、国においても、制度はつくったけれども、実際これを、どう実施していくかということについて、明確な、まだ、指示と言いますか、マニュアルというものができておりません。

ですから、このへんが今後、佐用町だけが行うというのは、なかなか難しいんで、ただ、 佐用町がやらないというわけにはいかない。当然、これは国の制度として全国の自治体も こういう評価を行って、最終的には、昇給だとか、勤勉手当とか、そういうことに反映を させていかなきゃいけないということなので、まだ、私もこれをどうやっていくのか、本 当に具体的に、これをどう実施していくのかということについては、ここでお答えするこ とはできませんが、そういうことを実際に実施するということ。それのみが、今、決まっ ているということをお答えさせていただきたいと思います。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) そしたら、管理職は、既にされておるというんですけれど、その中で、やはりまだ、管理職の分についても頑張った職員の方には、ボーナスとか、そういうふうなんは、反映は今もなかったんですか。それは。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長 (庵逧典章君) 当然、これは決まった給与を直接下げる、上げるというようなこと は、これはできません。してません。

当然、この能力評価という中で、これを、いわゆる昇任ですね、また、管理職にも課長以下、まだ管理職います。そこから昇任させるか、させないか。こういうことによって、この能力評価というのは、その評価によって実施、人事を行っているわけです。その結果、

給与の面においても、当然、そこで差がついていくということであります。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) 私は、前にもちょっと申し上げたことございます。

ある課長が、ごっつう頑張って兵庫県でも上位に入った課長がいらっしゃって、そういう課長が、やっぱり報いて、何もどう言うんですか、ポカやって赤信号突っ込んで下敷きになったりいうようなこと無視して、そういうふうな方を、また、反対に佐用町の名を辱めたり、マイナスの場面が出たんですから、やっぱりそういう方は、反対のボーナスでもカットの方向に、やっぱりそういうふうにメリハリはある程度つけんと、やはり私はあかんと思います。

これから出てきますんで、そこらへんしてもらいたい。このように思います。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 兵庫県で、何が4位になったのか。

[岡本義君「上位」と呼ぶ]

町長(庵逧典章君) えつ。

[岡本義君「上位」と呼ぶ]

町長(庵逧典章君) 上位になるとか、じゃあ、どういうことで上位になったのかという ことが、明らかじゃないし、そういうことが、なぜ、兵庫県においてランク付がされたの か、そんなことも、私は聞いておりません。

ただ、そうした、今、言うように、何かポカをやるとか、間違いをするとか、佐用町の名前を汚したとか、それは何かの事故を起こしたり、仕事上の問題を起こしたと、そういうことが当然あれば、それに対しては、それは当然、いわゆる信賞必罰というように、罰のほうで、当然、処分を行い、減額も今までしてきました。給与の減額等、そういうことは、今まででも報告もさせていただいたと思うし、岡本議員も、そのことはご存じのとおりだと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) 私は、今、言いましたのは、前にも、ある税務課長が頑張って町民税とかの徴収を、ある新聞に何々の課長と何回も書かれて、そこの嫁さんのお母さんも嘆いておられたんですけれどね、違いますよ、それだけ立派な課長なんで何も嘆くことないです。堂々と胸張っておいてくださいと申し上げたことあるんです。そのお母さんにね。

ですから、そういうふうな事例が、今まであったわけですよ。

ですから、そういうことも含めて、今後、その 28 年から一般職も含めてやられるということでございますんで、ひとつぜひ、やっぱり頑張った職員には報いて、さらに佐用をよくしてもらうと、そして、なおかつ、ちょっと、今、悪い面のマイナス部分があれば、当然、メリハリつけて、みんながやる気つくってもらいたいと、このように思います。

私、JR勤めておりまして、今、山本副社長いうのが、東大法学部出て、35、36歳の時、総務課長でおりて来ました。私らは、現場の管理者として、岡本、知恵出せ、汗出せ、知恵も出せんようなのは家帰って寝とれって、何回も叱られて、それに何くそ負けるもんかという気持ちの中で、滋賀県、京都、大阪、兵庫県、各市町村や県庁も飛び回って、大変頑張ってやってきました。

ですから、やっぱりある程度は、そういうメリハリもつけて、やっぱりしていただくということが、皆さんが緊張感も持って頑張っていく1つの道筋だと思います。

超優良企業として、さらに頑張っていただきたいと、このように思っております。

では、2つ目の質問とします。スクールバスの停留所設置について伺います。

学校が統合し、子供たちのスクールバス通学が開始されました。そこで次のことを伺います。

- 1つ、集落で子供がいないのに設置されておりますが、どうしてなのでしょうか。
- 1つ、児童・生徒がいない集落で、どこどこの集落に設置されたのでしょうか。
- 1つ、1個の作成費用は幾らであったんでしょうか。
- 1つ、設置も外注なら、つくる分じゃなくって各集落に置いて回るというのも、やはり 外注あったと思いますけれど、それらについても1個幾らぐらいかかっておるのでしょう か。

私は、予備をつくっておって、そして、その倉庫に入れておいて、その集落に子供たちが学校へ行くようになった時に、その集落、例えば、円光寺と書いて持って行けば、直ぐ間に合うことでございます。ですから、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。

それと1つ、いないところに置いておけば、やはり風雪で損傷したり、傷んだりすると 思いますが、そこらへんについては、どうでしょうか。お伺いいたします。

議長(西岡 正君) はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長(勝山 剛君) おはようございます。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、長期の夏休みが無事終わりまして、早 16 日目を迎えておりますが、夏休み期間中、皆さまのおかげで子供たちの命を大事にした 40 数日を過ごさせていただきました。本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

また、2 学期に入りまして、先日は、中学校の体育祭、特に上津中学校におきましては、 三河校区の子供たちとの第1回目の新しい気持ちで体育祭をしていただきました。皆さま のご支援、ご参加に重ねて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校が統合し、子供たちのスクールバス通学が開始された。6項目のご質問をいただいております。その項目に沿ってお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1点目の集落内で子供がいないのに設置されているが、どうしてなのかという件でございますが、まず、統合後のスクールバスの運行基準等につきましては、規模適正化協議会、並びにスクールバス運行委員会での協議やPTA保護者を対象とした説明会を経て、その方針を決定し、佐用町スクールバス運行管理規程に基づき、佐用警察署との現地調査などを経て、運行経路・停留所の位置等が決定されました。

その規程の基準の1つとして、原則として、主要国道・県道・町道沿いに集落1カ所設置するとしております。現時点では、児童が乗降しない集落にも設置しているところでございます。

その設置の理由としましては、停留所の表示をすることによって、その道路がスクールバスを運行する通学路であるということを、地域の住民の方々や一般のドライバーの方と共有することによって、交通安全への注意喚起につながり、また、地域からの防犯上必要であるとの要望もあり、結果、児童・生徒のより安全な通学路の確保につながるものと考えています。

さらには、町内どの集落においても通学手段が確保されていることにより、佐用町への I ターン、Uターンを考えている方、また、考えるきっかけとしていただきたいと思うと ころでございます。それらの P R につながり、移住や定住などへの効果を期待するものでございます。

2点目の児童・生徒がいない集落で、設置されているのはどこかとの件でございますが、 佐用小学校区では淀集落。上月小学校区では来見、判官、稗田、小日山、大日山、目高、 下秋里、西新宿の8の集落で、合計9集落でございます。

次に3点目、4点目の1個の製作費は幾らか。設置も外注なら1個幾らかかったかとの件でございますが、停留所の表示につきましては、表示板、支柱、そして土台の製作と設置費込みで1台が消費税込み1万8,684円となっています。

5点目の予備を幾らかつくり、倉庫に入れて子供が通学しだしたら、集落名を入れ持って行っても十分だと思うがとの件でございますけれども、先ほどもご説明申し上げましたが、児童・生徒の乗降にかかわらず、スクールバス運行管理規程に基づき、停留所の表示を設置することにより、そのプラス効果が大きいと判断し設置しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

6点目のいないところに置いておけば、風雪で損傷すると思うがとの件でございますが、 乗降の有無にかかわらず損傷の度合いは、ほぼ同じと私は考えております。今回設置しま した表示看板の耐用年数は、約 20 年となっておりますので、この耐用年数に応じて、ま た個々の損傷の程度を見つつ、随時更新していく必要があると考えておりますので、ご理 解賜りますようお願い申し上げ、この場での答弁とさせていただきます。よろしくお願い します。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) 今ちょっと、答弁の中で、1台1万8,684円というのは、つくった 分と設置と一緒に合わせた金額というふうなんでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

教育長(勝山 剛君) そのとおりでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番 (岡本義次君) まあ、そらみんなと相談して、そういう管理規程をつくって、将来 I ターン、Uターンを、そういうつくっておくことによって、それが望まれるというふう に解釈されておるんですけれど、私は、ちょっとそこまで、つくる必要があったんかなと 思います。

まあ、金額はしれておるんです。そやけど、私は、やっぱりおらんとこまでは、それは しなくていいと思うんです。そこらへん、町長、どうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長 (庵逧典章君) 教育長も、ちゃんと丁寧にお答えをされております。

それは、それで、その地域の方と、また、そういう観点から考えて設置をしているということでありますから、そのへんは、素直に受け取っていただいたらいいんかなと思います。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) いや、私は、素直とか素直じゃないとかじゃなくって、やはり、そういうことを1つでも、やはり私は気をつけて、それは、子供が、今、名前挙げられた集落、どことは言いません。お年寄りばっかりのとこで、本当に何年か後には、今、町長の最初の私の答弁の中にも、地域間の中で、その地域の中で行事がもうできなくなってしまっておると、ですから、よその自治会とも合わせてやらんとあかんというような状態において、私は、それは、Iターン、Uターンを、それは、私も思ってますよ。そやけど、そこへ果たして帰っていらっしゃるんかなという気がした時にね、と思いますんでね。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) その問題だけではなくって、どういう事業やるんにしても、何も考えずに、ただ予算があるからとか、その計画が元々あって、その計画どおりやっておくんだというふうに担当者が考えて、もしやっているんだったら、そこは、この停留所の表示だけじゃなくって、ほかのことも含めて、こういう事業、町としての事業のやり方として、やっぱり経費の節減も考えなきゃいけませんし、効果も考えなきゃいけない。そういう考え方でやらなきゃいけないということだと思います。

だから今回は、そういう必要性というものをちゃんと判断をして、地域の方々とも話をして、その停留所については、そういう物が集落内にあることによっての、今、教育長からもいろいろと効果ということについてお話ししましたのでね、それは、それほど大きな問題では当然ないんで、これを1つの例としてのお話しだというふうに私は考えておりま

す。

議長(西岡 正君) 教育長あれば。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい。

教育長(勝山 剛君) 今回のバスの停留所をするんに当たっては学校規模適正化、このことを保護者や地域、いろいろと何回も話し合いをして、皆さんがじゃあやろうと、そのためにスクールバスの運行について、また、徒歩、自転車全てですけれども、要するに子供たちの通学について、より安全にというのが大きな課題だったわけです。それを考える上で、それぞれの集落について、子供が乗降するしないにかかわらず、こういうことをしたら、より安全になるだろうと、そういう総意の中で、教育委員会もそうしましょうと。で、今、議員がおっしゃる I ターン、 U ターンについては、これは、そのことによって効果があるだろうということで、これが中心じゃないわけです。

だから、物事を考える時には、狭い範囲で考えるか、広い、広義で考えるか、狭義で考えるか、このことを、しっかりと私たちは考えていかないと、じゃあ、そこだけ置いておったら、ここ何で置かへんのやという、逆にご質問も、その声のほうが私は大きいと思います。

子供を安心して送り出す親、地域、そして子供は安心して学校へ通学する。このことが 基本でありますので、どうかご理解いただきたいと思います。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番 (岡本義次君) それとね、ちょっと聞いたんですけれど、そのスクールバスに一般 の方が乗り降りして、利用していいというふうには、そのように、この中ではなっておる んでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長 (勝山 剛君) そのとおりでございます。 今、一般登録者は5名おられますけれども、ここ乗車はありません。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番 (岡本義次君) それ、登録しとかんとあかんのんかということ、まず1点お尋ねします。

それと、それだったらね、やっぱり広報とか、それから、こういう佐用チャンネルで、

町民の皆さんに、こういうことを、もっとダッと知らせんと、それを知ってない方のほうが多いと思うんです。そこらへんは、どうでしょうか。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) それぞれ、年度当初に、それはお知らせしております。

スクールバスというのが基本でありますので、ルートは決定しておりますので、ちょっとどこどこへというのは、なかなか難しいわけでありますので、そういう利用が利用者と 運行の問題があって、なかなかご利用されないのが現実じゃないかなと、そんなふうにも 思っています。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番 (岡本義次君) 私は、前にこの統廃合する前にも、学校のそういうスクールバスがあって、町長にも、そういうバスにも、やはり利用したい人は、朝、佐用へ出て来たいという人は、乗せてあげてもらったらどうですかというようなことも、わししたと思うんですよ。

ですから、そういう有効利用いう中で、せっかくバスをずっと走らせるのであれば、もっとPRして、その知らない人のほうが多いと思いますので、1人でも多くの方に使ってもらって、子供が、どう言うんですか、スクールバスに子供だけで満員じゃと、そして立っておかんとあかんというようなとこだったらできんかもわからんけれど、普通のやつであれば、子供の数が少ないとこであれば、一般の人も利用できるというんであれば、さらに今後一緒になってしていただきたいと、このように思います。

一応、時間もまいりましたんで、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがと うございました。

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて5番、竹内日出夫議員の発言を許可いたします。

[5番 竹内日出夫君 登壇]

5番(竹内日出夫君) 皆さま、こんにちは。5番、公明党の竹内でございます。

今回は、道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上と自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知徹底方策についてと、防犯カメラの増設についての2点について質問いたします。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に、講習受講を義務づける改正道路 交通法が本年6月に施行されました。

自転車利用者への周知徹底を図るとともに、社会全体で自転車マナー等の向上を図っていくことが重要であります。

全国的に見ますと、平成 26 年の自転車乗用中の交通事故件数は 10 万 9,269 件。平成 22 年以降減少傾向にあるものの、交通事故に占める割合は 19.0 パーセントと、いまだに

2割程度で推移しています。

また、自転車事故による死者数は 540 人で依然として多く、悪質な運転への対策が求められています。

本町におきましても自転車事故については、平成 26 年中、人身事故は3件、物件事故は7件の計10件発生しています。

本年に入ってから8月末現在で人身事故は7件、物件事故は6件と計13件の自転車事故が発生しています。そのうち、70歳以上の高齢者の事故は6件発生しています。

今回の改正法では、信号無視など 14 項目の危険運転で3年以内に2回以上検挙された 14 歳以上の運転者に、自動車と同じような安全講習を義務化し、この講習を受けないと5 万円以下の罰金が科せれることになっています。

危険運転の中の安全運転義務違反には、携帯での電話や、スマホをいじりながらの運転、 ヘッドホンの着用、片手で傘を差しながらの運転などが含まれています。

現在、各地域の警察を中心に改正法の周知に努めておられますが、いまだ具体的な内容を知らない人が多いのが実情です。地元佐用警察署と協力し、放送やチラシ、PRイベントなどを利用した周知の徹底をお願いしたいと思います

また、兵庫県では本年4月1日から自転車の安全で適正な促進に関する条例が施行されました。本年10月1日より自転車利用者に賠償責任保険の加入が義務化となりました。 そこで、お伺いします。

1つ目、改正道交法について、今までに、町民に周知するために何らかの方策をとられたのかどうか。

2つ目、自転車利用者の賠償保険の加入をどのように周知されるのか。

以上の点を質問して、この場からの質問とします。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、竹内議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上をということと、自転車の安全で適 正な利用の促進に関する条例の周知徹底方策についてということのご質問でございますの で、お答えをさせていただきます。

まず、本町における交通安全に関する広報活動につきましては、竹内議員も十分ご承知いただいているとおり、町の広報誌や防災行政無線放送、ケーブルテレビでそれぞれお知らせをし、役場庁舎への懸垂幕の設置や、また、主要道路への啓発のぼり旗の設置、また、役場・支所など町施設にポスター等を掲示をしたり、チラシを配布したりして広くPRを行っているところでございます。

また、交通安全対策につきましては、佐用警察署長を顧問といたしまして、交通安全関係団体や自治会、学校、保育園、PTA、高年クラブ、民生委員児童委員協議会、経営者団体、県の土木、町の関係機関など幅広い層の代表者 30 名の委員で構成をする佐用町交通安全対策委員会を春と秋の全国の交通安全運動にあわせて開催をいたしております。そして、その中で町の具体的な交通安全施策を協議、決定をし、実施をしているところでございます。

委員会では、協議のほか、町並びに警察署から、国・県の交通安全の大きな制度の新設 や改正について、資料などを提供し、各団体内組織へ周知していただくよう、お願いをし ているところであります。 1点目のご質問の改正道交法の周知につきましては、警察が行う交通安全教室での啓発や佐用チャンネルで県警の啓発番組を放送したほか、県警が作成をいたしました資料を、 先般9月1日に開催をいたしました交通安全対策委員会で各委員に資料提供をさせていただきました。今後とも、警察署と連携の上、可能な限り周知に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の自転車利用者の賠償保険の加入の周知の件につきましては、先の委員会で の資料提供だけではなくて、兵庫県作成のチラシを役場・支所などの窓口に設置をいたし ております。

また7月に開催をいたしました犯罪のない明るいまちづくり町民のつどいや、ひまわり祭りなどの集客イベントにおきましても、警察署、交通安全協会の協力のもと、それらのチラシなどを配布をしたところでございます。

町の広報誌につきましても、本年5月号並びに9月号で掲載をさせていただきました。

また、安価で簡単に加入できる自転車保険が欲しいという声に応じて、兵庫県が県交通 安全協会に依頼して制定した「ひょうごの県民自転車保険制度」のパンフレットを、役場 本庁並びに支所の窓口に備えるなどして町民の皆さまにご紹介をさせていただいていると ころでございます。

次に、小中学校における児童生徒や保護者への周知についてお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、兵庫県企画県民部交通安全室長からの依頼を受け、兵庫県交通安全協会等の保険の案内を保護者に周知するとともに、各学校の年度当初のPTAの会においても保険加入が義務化されたことの周知を行っております。

また、佐用警察の指導のもと各学校で行っている交通安全教室でも、警察署から児童生徒に呼びかけをされております。

今後も、学校参観日等の機会に、保護者へも呼びかけを行っていきたいというふうに思っております。

条例には、自転車保険の加入義務化のほかに、県民運動としての取り組み、交通安全教育の充実、自転車の安全適正利用などが規定をされておりますので、自転車保険の一層の加入促進を図るとともに、条例の内容について町としても継続して広報周知してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、竹内議員。

5番(竹内日出夫君) 自転車のマナー向上について再度質問します。

罰則が科せられるという条例もできました。また、小学校や中学校で安全教室をされていると思うんですけれども、ちょうど、この機会を利用して、特に高齢者も来ていただいて、一緒に受講していただくような制度はできないんでしょうか。

小学校や中学校で自転車の講習する時に、地域の高齢者も呼んで、一緒に自転車のマナーの向上のための講習をすると。

〔教育長 举手〕

議長(西岡 正君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) できればいいですけども、学校も貴重な1時間、2時間を、それに 充てて、個々1人ずつ徒歩通学もバス通学も自転車通学も、それぞれの班に分けて、具体 的に、より安全に登下校ができる。また、社会での生活ができるという視点でやっており ますので、子供たちと、地域住民の方々と一緒に講習を受けるということについては、今 のところ、ちょっと難しいのではないか。

けども、一緒にそういうことをするというお考えは、考えは、私は、いいと思います。 また、できれば、地域づくり協議会だとか、そういう地域の中で、それこそ、幼児から 高齢者まで一緒に短時間であっても自転車の乗り方とか、また、交通ルールの大切さだと か、そういうものが地域、各集落、地域の中に根づいていくということが、今、町長が言 いましたように県民運動の証ではないかなと、そんなふうにも考えております。

〔竹内君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、竹内日出夫議員。

5番(竹内日出夫君) 先ほど、教育長から答弁いただきましたが、やはりこれは、学校でするのが無理であれば、自治会長に働きかけてもらって、自治会長が地域の老人いうか高齢者を、自転車に乗る高齢者に寄ってもらって、そこで警察に来てもらって講習をしてもらうというような方法があるのではないかなと思います。

それと、時々、報道を聞きますと、子供が自転車で事故した。それで、万が悪ければ、相手が亡くなったというような報道があって、非常に高額な賠償が求められるというような報道が何回かありました。

そこで、ただ、懸垂幕とか、このテレビやとか、放送とかだけではなくて、これはぜひともやってほしいなと思うんですけれども、自転車に乗る、利用する家庭、これは1軒も漏れなく保険に入ってもらいたいなと。もし、事故が起きてもスムーズに話が進むように、必ず1軒1軒回って。これはどのようにすればいいかなと思うんですけれども、自治会長にお願いして、隣保長にそれをおろして、自転車を利用する家庭は必ず入ってもらうようにお願いしたらどうかなと思うんです。

この自転車保険というのは、1家で1つ入れば、誰にでも適用される保険らしいんでね、これは、1人も漏れなく、そういう働きかけをしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 兵庫県としても、そういう条例を制定されまして、義務化をされた ということで、当然、町としても、それを推進していく、周知をして推進していくという ことで考えております。

ただ、なかなか1軒1軒回ってというような推進の仕方は、町としては、これは難しいと、できないと思います。

また、これも最終的には個人の責任です。ですから、そういう事故を起こした時に、非常に今の社会の中で高額な賠償等が求められるような実例があるということ、そのことを、 やはり避けるために、対応するために、町民の皆さんが、そのことを理解していただいて、 当然、これに加入していただくことになりますので、今、県としても、そうした周知をするための内容の案内、加入の案内等もつくられておりまして、そういうものを配布したり、また、そういう機会、いろんな機会の時にお話をさせていただくということだと思います。

ただ、佐用町の場合、どうしても自転車に、今、乗っておられる方というのは非常に少なくなりました。交通安全につきましては、当然、自転車も含めた安全だということ、このことは、これからさらに徹底していかなきゃいけないと思います。警察署ともいろいろと高齢者の、特に交通安全マナーの講習については、自転車だけではなくて、当然、車、また歩行時、全て総合的にこれは安全講習をして、皆さんが毎日安全に暮らせるための認識をしていただかなきゃいけないと、そういうことでの進め方になるのではないかなというふうに思います。

〔竹内君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、竹内日出夫議員。

5番(竹内日出夫君) この自転車の運転マナーの向上、また、賠償保険の関係、これは全町民に周知徹底されて、本当に安全な交通ができるようになればいいなと思っております。 先ほど言いましたように、自転車マナーの向上と自転車保険、この加入をできるだけ図っていただけるようにいたしまして、安全な交通に注意をしてほしいなと思います。

これで1点目の質問を終わります。

次に、防犯カメラの増設について質問をいたします。

ご存知のとおり、今年に入って奈良県香芝市における児童略取誘拐事件や大阪府高槻市 における2人の中学生が被害者となる殺人事件などが発生しています。

これらの事件の解決には、防犯カメラが威力を発揮していることは、皆さんご存じのと おりであります。

神戸新聞によりますと、伊丹市では、子供が巻き込まれる犯罪が相次いだことから安全・安心を目的に防犯カメラ 1,000 台の設置を計画しているとの報道がありました。

本町における設置状況は、個人・企業が設置されているものを除いて、旧三日月町に3カ所、旧南光町に2カ所、旧佐用町に5カ所、旧上月町に4カ所と計 14 カ所に設置されています。

設置者別にみますと、町が4カ所、自治会が5カ所、地域づくり協議会が4カ所、その他1カ所となっています。

既に、本年7月17日に、県における防犯カメラ設置補助事業は終わっていますが、広い本町には、少なくとも20カ所位の設置が必要かと考えます。

そこで次の点について、お伺いします。

JR三日月駅と佐用駅には設置していますが、JR徳久駅と上月駅にはありません。今後、設置する予定があるのかどうか。

2つ目、予算が伴うことで、どこでもというわけにはいきませんが、必要と思われる場所があるのかどうか。

3点目、設置費用を見ますと、最高は約40万9,000円、最低は約14万2,000円となっています。なぜこのような差があるのか。

以上、防犯カメラの増設についての質問をいたしました。よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長 (庵逧典章君) それでは、竹内議員の2点目のご質問であります防犯カメラの増設 に対するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町における防犯カメラの設置状況でございますが、ご質問の中でも、今、挙げられましたように、町が設置したものが 4 カ所、自治会が 5 カ所、地域づくり協議会での設置が 4 カ所、その他の団体によるものが 1 カ所の合計 14 カ所ということになっております。

本年度も、県に設置補助を要望している団体が4団体あります。全て採択され設置されれたとすれば町内で18カ所ということになります。

その他にも単独で設置されている事業所や、これから設置を検討されている自治会もございますので、今後増えていくものと思われます。

以上、現状につきまして報告させていただきましたが、防犯カメラの設置により犯人の 検挙や犯罪の抑制につながることは十分承知をいたしておりますので、今後とも、自治会 をはじめとした、まちづくり防犯グループなどによるカメラの設置につきまして、県補助 事業の積極的な活用を推進し、実施された団体につきましては、それに対する町の助成も 行ってまいりたいと考えております。

次のJR三日月駅と佐用駅については設置しているが、JR徳久駅と上月駅にはない。 今後、設置する予定があるかどうかということでございますが、2点目の予算が伴うとい うことで、どこでもというわけにはいかないが、必要であると思われる場所はあるかどう かということに対する2点について、一緒にお答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置が必要な場所については、犯罪捜査の必要性や事件・事故の発生状況などの観点から佐用警察署と協議をし、主要国県道や交差点、通学路などを中心に設置場所を決めております。

警察との協議により、JR各駅への導線でもある主要国県道沿いに設置するほうが、より効果的であるとして、今年度は、久崎小学校前交差点と下三河交差点での設置を計画をし、久崎と三河の各地域づくり協議会に働きかけを行い、地域づくり協議会と地元自治会の協力を得て、県に補助要望をしていただいております。

今後も事件、事故の発生や地域性などを勘案して、佐用警察と連携をして必要に応じて 設置を働きかけるとともに、町独自の設置も検討していきたいと考えております。

また、自治会や防犯グループなどに防犯カメラの必要性や効果を広めることや設置に伴うプライバシーの配慮などに対する合意形成なども必要であり、こういう問題にも取り組んでいかなければならないと思います。

3点目のこれまで設置した防犯カメラの設置費用になぜこのような差があるのかというご質問でございますが、設置につきまして、その費用が最も高くなっているカメラの設置費用には、町内の防犯カメラの設置場所で映像を確認するための携帯用テレビモニター等の購入をあわせて行っており、それが、その費用が含まれているということが大きな要因であります。

あと、設置につきましては、やはり、それぞれ設計を行い、入札によって最終的な業者と価格が決定をされておりますので、その差というものも当然、ございます。

そのほかにも設置費用の差が生じる原因といたしましては、防犯カメラ本体やレコーダーの性能や品質、メーカーの違いということも考えられますが、いずれのカメラやレコーダーも県の設置基準に定める画素数や作動時間などの要件、これは全て条件を満たす機器

ということで設置をしておりますのでご安心いただきたいと思います。 以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔竹内君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、竹内日出夫議員。

5番(竹内日出夫君) 防犯カメラを増設する方法の1つとして、地域づくり協議会や自治会、これを2つあわせて隣接付近に設置するとか、1つの地域づくり協議会だけじゃなくて、その隣の地域づくり協議会と話し合ってもらって、近くで効果的であろうなというようなところに設置されるのも1つの方法かとも考えます。

また、佐用町の庁舎、これを守ることは、町民の財産を守ることにもつながると思うんですね。夜間には、たくさんの車もとまっておりますし、そういったものを守るためにも、この庁舎の周辺と言いますか、周り3カ所か4カ所ぐらいに防犯カメラをつけて、この庁舎を守ることも、いわゆる町民の財産を守ることにつながるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長 (庵逧典章君) 防犯カメラの必要性というのは、そうした犯罪の抑制とか、事件が 起きた時の捜査にも大きく役立つということであると思います。

ただ、庁舎の内部とか、やっぱり町民の人を監視するというものでは、当然、ありませんので、人がいないところ、いない時にどうだということで、場所によっては、業務によっては、例えば、会社なんかでも内部に来場者の、また、来客を記録するようなカメラなんかを設置してあるところもありますけれども、私は、昼間の業務の中で、町民の方が来られるもの、顔は知っている中で、その必要性はないし、そうしたものを記録をしてくと言いますか、防犯カメラで記録をするというようなことは、私は、ちょっと町民の立場からしても必要性はないというふうに思っております。

ただ、防犯カメラが、何が一番大事かというと、例えば、佐用町のようなところというのは、国道が走り、高速道路、インターがあり、いろんなところから人が当然、訪れ、すぐ来れますし、また、そこから出て行くと、そういう交通面で、どうしてもこれは国道、県道、主要、そういうところの人の出入りですね、こういうことを、やはりちゃんと確認をする。言えば、監視をするということです。そういうことが大事だろうということを、警察とも話をしているわけです。

そういう意味で、今まで、佐用町に入って来る道の、一応主要交差点とか、そういう場所に設置をしております。

先ほどの上月の駅や南光の駅にないというのは、そういう意味で駅に乗り降りする方を 監視しているのではなくて、主に、そうした道路、車での出入りを見るために、そういう ところの近くの交差点等にも設置をするというようなことを中心に考えております。

今、竹内議員がお話しの役場庁舎、役場の財産を守るという意味では、これはセキュリテーで、ちゃんとセキュリティー会社と契約したりして、そういう戸締りとか防犯体制というのは、その建物とか、そういう施設そのものは行っております。

だから、そういう中でこの役場も町の中心部にありますから、そこを通られる、通過し

て行く、いろんな通過車両なり、人の出入りですね、そういうところを夜間、特に監視をするという意味で、例えば、佐用の駅前でありますとか、今後は、共立病院の下の橋のとことか、そういう周辺部の道路の交通を中心にしたところで、設置をしてくことが、これが効果的ではないかなというふうに、私は考えております。

〔竹内君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、竹内日出夫議員。

5番(竹内日出夫君) 先ほど、庁舎を守るために、町長、ちょっと誤解をされておるんではないかと思う。

私は、周辺、庁舎の中でなく、銀行とかコンビニなんかだったら中にありますけれども、 庁舎の周辺で、夜間出入りする車があるかどうか、ということを私、提案したつもりだっ たんですけど、町長、中に設置するように解釈されたんかなと思っております。

それと、上月駅と徳久駅の防犯カメラがないということなんですけれども、だんだん高齢化、長生きするように人間なりました。それに伴って、認知症の人も増えております。

それで、以前にも話聞いたんですけれども、ある駅から乗って姫路のほうまで行って、帰るところがわからんようになったというようなこともあったらしいです。そやで、向こうから連絡あって迎えに行ったということがありますので、そういった場合、徘徊される老人も増えるのではないかなと思いますし、そういう対策のためにも、駅でなくっても、駅に通ずる道、ここには必要ではないかなと思うんですけれども、庁舎と駅の関係で、町長、お願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長 (庵逧典章君) 庁舎の件については、私も竹内議員と同じ考えです。

ですから、竹内議員も内部の町民の出入りというものを監視するようなものということは考えておられないというのは、よくわかっております。

ただ、だから私も、今、お話ししましたように、役場の庁舎、例えば駐車場だけを監視するとか、そういうものよりか、先ほど申しましたように、役場の前の道路、それから、国道からこっちへ役場に入って来るところの交差点、共立病院の前とかですね、そういう道路と一体、いろいろと人、車が通行するところに配置するのが一番効果的ではないかなというふうに考えているわけです。

ですから、そういうことを、町としても設置場所としては、これからも、警察署としても一番効果的な、そういう面で必要な場所ということで、また、協議をしながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、駅につきましても、先ほど、私も申しましたように、駅そのものだけではなくって、駅へ通じるところの国道と、その交差点とか、そういう場所が効果的ではないかと。だから、駅だけを監視する、記録するのではなくって、一体的に道路の行き来、そういうものもひとつ一体的にやれば一番いい。そういう場所を考えていくのが一番いいのかなというふうに思っています。

〔竹内君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、竹内日出夫議員。

5番(竹内日出夫君) 防犯カメラを設置した後には、維持管理がかかるんですけれども、 これは1台当たり、だいたいどのくらいかかるんでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、企画防災課長。

企画防災課長(久保正彦君) 通常かかるものは電気代程度でございまして、施設、例えば、 道の駅など、例えば、佐用駅、そういうところにつけさせていただいているものにつきま しては、それぞれの施設の管理者にお願いをして電気代を支払っていただいているという ことですので、そんなにかかっていないです。

後、その設備を交換しなければならなくなった時には、また、それを変えなければいけないということで、必要になる場合もあるかと思いますけれども、それについては、まだ、 発生したところはございません。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) その直接の費用は、今、課長が言ったとおりなんですけれども、設置して、機械ものですから、どうしてもそれが正常に作動しているかどうかということも確認が要ります。そのことが、先ほど申しましたモニターですね、持って行って実際に正常に稼働しているかどうかを、作動するモニターなんかを一緒に買っているから、非常に1台分は高くなっているんですけれども、それは1台あればいいんですけれども、ただ、それを誰がしていくのか、その手間ですね。

これを例えば、管理業者等に委託して、そういう業者の専門業者の方に委託してすると、それなりの経費がかかってくることは確かです。ここが一番難しいと、大変だと思います。それと、機械ものですから、どれぐらいの耐用年数があるのか、私には、はっきりわかりませんけれども、まだ今、最近設置したばかりで、特別に、今、故障してということはないんですけれども、そんなに長く、10年も20年ももつものでは、私はないと。常に風雨にさらされたところに設置しているわけですから、そのあたりを交換していくということになると、償却ですね、1年当たりにすると、その1台が10万円して、10年持てば、毎年1万円かかっているという形になりますので、相当経費も当然かかるということは考えておかないといけないと思います。

〔竹内君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、竹内日出夫議員。

5番(竹内日出夫君) それから、防犯カメラの設置場所には、防犯カメラ稼動中という小さな看板がかかっておりますけれども、この看板の大きさを、もうちょっと大きくして、あまり大きくなったら、また見にくくなりますので、もうちょっと大きくして見やすくしてもらったほうが、防犯上効果があるんじゃないかと思うんですけれども、この点、いかがでしょう。

[企画防災課長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、企画防災課長。

企画防災課長(久保正彦君) 通常、防犯カメラの事業者が看板をつくってきてくれるんです ね。佐用駅の看板などを見ていただいてもわかりますように、結構、遠くからでも見れる ような状況になっておりますので、今のところ、あの大きさで十分ではないかというふう に考えております。

〔竹内君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、竹内日出夫議員。

5番(竹内日出夫君) いろいろと防犯カメラについて質問させていただきました。

防犯カメラというのは、あくまで防犯のためではありますけれども、検挙に勝る防犯な しという言葉もあります。

万が一犯罪が発生すれば、早期に犯人の検挙につながるものと思います。より安全で安心なまちづくりのため、防犯カメラの増設を、さらに要望して、私の質問を終わります。 どうもありがとうございました。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、どうぞ。

町長 (庵逧典章君) 最初にちょっと、一番最初の岡本議員のご質問の時に国勢調査の年度を、私、平成17年というところを、27年というふうに何かお答えしたようです。それだけちょっと、訂正させていください。

議長(西岡 正君) はい、わかりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。

ただ今から、休憩をとります。再開は午後1時15分といたします。

午前11時44分 休憩 午後01時15分 再開

議長(西岡 正君) 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、金谷英志議員の発言を許可いたします。

[8番 金谷英志君 登壇]

8番(金谷英志君) 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、合併10年の検証を求めて質問をいたします。

平成の大合併で、1999年には全国に 3,232 あった市町村数は、2010年 3月 31日で 1,727に減少しています。この合併は、2001年に誕生した小泉内閣のもとで、財政面での「アメ」合併特例債、地方交付税の算定替え特例と「ムチ」小規模自治体向け地方交付税段階補正の削減、三位一体改革によって強力に推進された結果もたらされたものです。佐用町もこれにより 2005年 10月に合併し 10年を経ました。

今、安倍内閣は道州制を視野に入れて、連携中枢都市と周辺市町の連携協約によって連携中枢都市圏を構築し、中枢都市に経済的機能、行政投資、行政機能を集中させるコンパクトシティづくりや、中山間地域で拠点集落に公共施設等を集中する小さな拠点整備、さらに規制緩和によって外部資本を農業・医療・観光等に誘致する国家戦略特区等を柱にした、地方創生政策を推進しています。

平成の合併の評価について、「やりなさいというゴーサインを出してしまった当事者の一人」と言いつつ、西尾勝氏は今年3月4日の参議院で、参考人として次のように述べています。「進め方として正しかったかというと、なかなか思うようにいかなかった。私は、もう少し昭和の合併の経験を踏まえて、小さな自治を大事にしていくという方策をもっとみんなが力を入れてやらなければならなかったのではないだろうかというふうに思っていまして、結局、あまりメリットのない結果に終わったんじゃないか、こういうふうに思います」と述べています。

地方創生の名によって再び地方制度改革や国土計画が見直されている今、合併の検証を町民の暮らしや、地域の持続的発展の視点から行うことは、大きな意味があります。

そこで、本町の合併10年を検証する観点から以下町長に伺います。

町として合併の以下の点で検証が必要ではないか。

- 1、財政面で、町税や地方交付税、町債等と人件費等経費とのバランスはどうであったか。
 - 2、国保料、上下水道料、施設使用料など町民負担がどうなったか。
 - 3、各地域の活性化は図られたのか。
 - 4、農林業、商工業など産業振興は進んだのか。
 - 5、福祉サービスの充実は図られたのか。
 - 6、平成21年水害での町対応に合併による弊害はなかったか。
 - 2番目に、町基本計画にこの検証をいかすべきではないか。

町長の見解をお伺いいたします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、金谷英志議員からの合併 10 周年の検証を求めるという ご質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

新佐用町の誕生から、早いもので 10 年の歳月が流れようとしております。10 年という年月は、一定の評価を行うには非常によい期間であるというふうに、私も感じております。

しかし、よく言われます合併してよかったか、悪かったかという合併前と比較をして評価をすることは、これは非常に難しく、正しい正確な評価、検証はできません。

それは、合併していなければ、合併しなければ、どういう状況になったかという検証ができないからでありまして、合併そのものを評価することはできませんし、それは、あまり意味のないことだというふうに思います。

そのことを踏まえて、この記念すべき節目を迎えるに当たって、これまでの歩みを振り返り、将来の佐用町が持続発展してくための視点から検証するということについては重要で、非常に意義があるというふうに考え、金谷議員も、そういう視点からのご質問でありますので、議員のご質問に対して、そういう視点でお答えをさせていただきたいと思います。

ただ、10年という歳月、過ぎてしまえば、非常に早く感じるわけでありますが、それも 1日1日の積み重ねであり、実際には非常に長い時間の流れであります。

それを簡単にまとめて一言でお話しすることはできませんので、非常に答弁が、これから長くなりますけれども、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、これまでの 10 年を振り返ってということで、新佐用町が誕生後、私は、町民の負託を受け、町政の責任者として最初に考えたことは、まず、新佐用町の行政運営の安定でございました。佐用町が一体となって安定した町運営を行い、新町まちづくり計画を着実に進めていくことが、何よりも大切であり、そのためには、まず1日も早く旧4町が融和をし、新佐用町が一体となる住民意識の醸成を図ることが必要であるというふうに考えました。

また、そのために各地域に赴き、町民の皆さんと挨拶を交わし、会話を交わし、多くの方と親交を深めたことは、町民の皆さんと町行政との信頼関係構築や、旧4町の融和はもちろん、合併後の町政を推進するに当たって、その大きな一助となったのではないかというふうに考えおります。

地域に赴くことは、現在もスケジュールが許す限り継続して行っておりますが、町長として、町民の皆さんとの関係を密にしながら、今後も引き続き、町民の皆様とともに町政 運営を行っていきたいと考えております。

一方、合併した市町が活用できる合併補助金や合併特例債などの合併特例法による有利 な起債や補助制度、その他国や県などのさまざまな支援などを活用し、佐用町の将来を支 える社会インフラの整備や、制度の創設を図ってまいりました。

子育て支援の中核施設である子育て支援センターの建設や各種子育て世代への支援策の 実施、都市部にも劣らない高速情報通信網光ファイバーの全町域敷設と佐用チャンネルの 創設、農林業や観光産業の基盤整備、道路網整備のほか、交通弱者を支援するさよさよサ ービスやタクシーの助成制度などの佐用町独自の外出支援サービスの展開、姫新線の増 便・高速化による利便性の向上、保育園や小学校の規模適正化の推進と、それに伴う園舎・ 校舎の改修や改築、新築、また昨年度は、役場本庁舎の増改築を実施をし、本庁機能を集 中させ、効率的で町民の皆さんへのサービスが向上できる行政運営を図る基盤を整備する など、さまざまな分野で、ハード・ソフト面から事業を展開してまいりました。

これらの行政施策と並行して、さらに生活に根づいた暮らしやすいまちづくりを推進するために、平成 18 年度、おおむね小学校区ごとに 13 の地域づくり協議会を設立したところであります。この協議会は、集落自治会を横断する新たな住民自治組織として住民と行政の協働のまちづくりを推進する中核組織として、現在もさまざまな活動が展開をされ、地域と行政の協働の中で、新たなコミュニティの形成を進めてまいりました。

その間、平成 21 年8月には、台風9号の影響による豪雨によって、大きな人的被害を含む甚大な被害が発生をいたしました。しかし、住民の皆さんの必死のご努力と、国や県をはじめとするさまざまな関係機関の支援の中で、新佐用町は決して歩みを止めることなく、復旧、そして復興へと着実に歩みを進めるとともに、町民が、佐用町が一丸となって、

災害に強いまちづくりを進めてまいりました。

さらには、申山残土処分地の有効活用策として、民間企業と連携し、5メガワットの太陽光発電所の整備もいたしました。ご存じのとおり、架台には主に兵庫県産の木材をふんだんに使用し、再生可能エネルギーの普及・推進による地球温暖化の抑止だけではなく、木材を使用する、新たな木材需要の創出や、森林の健全育成の重要性を全国へPRするとともに、売電収入など、佐用町独自の新たな財源も確保したところであります。

この新たな財源は、小中学生の副教材費相当額を、町内の商店などで使用できる商品券で支給する事業や、姫新線を利用した校外学習事業の支援のほか、町単独造林事業や森林保全間伐促進事業など、子育て世帯への経済的支援と地域経済の活性化、山林保全・林業振興に有効活用を図り、佐用町の新たなまちづくりを進めているところでございます。

また、この 10 年、佐用町のまちづくりにとって、最も重要な課題であります健全な財政状況を確立させるとともに、効率的な町政を運営するため行財政改革を進め、さらには町の将来を見据え、必要な事業を計画的に着実に実施しながら、全力で駆け抜けてまいりました。

現在、国は地方創生を推進しておりますが、合併 10 年の節目を迎えるにあたり、空き園舎・空き校舎を活用した企業誘致や、若者の定住や子育て支援策の充実、地域経済の発展など、これまでの取り組みとともに、住民と行政の協働をスタンスの基盤として、町民みんながともに支え合い、心豊かに暮らすことができるまちづくりを、町民の皆さんともに進めてまいる決意を新たにしているところであり、それが佐用町の創生につながるものと確信をいたしております。

それでは、金谷議員の合併 10 年の検証に関する、それぞれのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町として以下の点で合併の検証が必要ではないかと言われる1点目の、財政面で 町税や地方交付税、町債等と人件費等経費とのバランスはどうであったかとのご質問でご ざいますが、先ほども申し上げましたように、合併以降、私は、新町の一体感の醸成、行 財政改革の推進、財政の健全化を3本柱に、町政運営に取り組んでまいりました。

まず、財政面についてでございますが、収支のバランスを論ずる際には、経常収支比率という財政指標を用いることが最もわかりやすいというふうに考えます。

経常収支比率は、ご承知のとおり財政の弾力性を示す指標で、市町村においては、この数値が75パーセントを上回らないことが望ましいとされていますが、合併直後の平成17年度決算においては、97.9パーセントと非常に高い数値を示し、基金の取り崩し、あるいは可能な限りの起債なしには全体の経費を賄えない状況でありました。

以降、同様の状況が続くわけでありますが、平成 20 年度には 87.7 パーセント、ようやく 90 パーセントを切ってからは順調に推移をし、平成 25 年度決算においては 83.6 パーセント、直近の平成 26 年度につきましては、速報値ではございますが 81.8 パーセントと、財政の弾力性が高まり、政策的な経費の嵩上げを図ることができる水準に達しつつあると考えております。

経常的経費の主なものは、人件費、扶助費、公債費の、いわゆる義務的経費でございます。歳出面におけるバランスという観点から、これら個別の経費に係る経常収支比率につきましても、申し上げておきたいと思います。

人件費の経常収支比率は 40 パーセントが危険ラインと言われており、平成 17 年度決算においては 40.4 パーセントと、全体の数値を押し上げている要因でございました。全体の数値が 80 パーセント台になった平成 20 年度においても人件費の数値は 31.9 パーセントと高止まりの状態で、平成 22 年度に初めて 30 パーセントを切り、もとい、これは人件費の経常収支比率でございますが、平成 25 年度には 23.4 パーセント、類似団体の 23.8 パ

ーセントに優るくらいまでに改善をいたしております。

次に、公債費の経常収支比率でございますが、平成 17 年度が 22.8 パーセント、平成 23 年度に 20 パーセントを切り、起債の抑制と繰上償還など、財政努力を重ねて、平成 25 年度には 18.3 パーセントまで改善をいたしております。

以上の経常収支比率の改善は、冒頭申し上げました財政の健全化に向け、定員適正化計画に基づく人件費の削減と債務の圧縮に努めた成果であると考えております。

一方、今後の財政運営につきましては、当然、懸念材料がないわけではございません。 歳入面のバランスの問題でございます。

標準財政規模は、経常収支比率の分母となる経常一般財源総額の目安となるものでございますが、本町の平成 26 年度数値は 88 億 9,765 万 8,000 円。地方税の同決算額は 22 億 2,020 万 5,000 円でありますから、標準財政規模に占める町税収入は 25 パーセントと、わずか 4 分の 1 にすぎず、残りの 4 分の 3 は、そのほとんどが臨時財政対策債を含む地方交付税、約 63 億円で占められており、依存財源に頼らざるを得ない厳しい現実があるわけでございます。

合併前後の数年間、三位一体改革により地方交付税が削減をされ、非常に厳しい財政運営を強いられた経験を持つ者として、この点が最も気にかかるところでございます。

それに追い打ちをかけているのが昨今の情勢でございます。

危機対応モードから平時モードへという言葉が財務省を中心に叫ばれ、リーマンショック後、地方財政計画に設けられた歳出特別枠と別枠加算の見直しにより交付税総額が減少する恐れが十分にあること、また、今後の一本算定への移行に伴う交付税額の減少などをあわせ考えた時、経常的経費の膨張は極力抑制をし、予算配分の重点化をなお一層図る必要があると考えております。

次に2点目の国保料、上下水道料、施設使用料などの町民負担はどうなったかとのご質問でございますが、まず国保税につきましては、合併当初は不均一課税であり、また後期高齢者医療制度が平成20年度から実施をされ、合併時と単純な比較はできないため、平成20年度以降で比較をすることといたします。

平成 20 年度と平成 26 年度の決算を比較しますと、国保税の 1 人当たりの調定額は 1.18 倍に、保険給付費は 1.14 倍とほぼ同じように伸長しております。

平成 25 年度の1人当たりの医療費は、県下 41 市町中第2位であり、逆に保険税にあっては第39位と低くなっております。

医療給付費では、平成 20 年度で 15 億 8,050 万円、平成 26 年度では 16 億 8,480 万円と増えておりますが、被保険者数は、平成 20 年度が 5,266 人、平成 26 年度では 4,690 人と576 人、11 パーセントの減となっておりますが、被保険者の減少が医療費の減額と直結せず、国保財政は非常に厳しい状況で推移をいたしております。

このため、国民健康保険会計へ、赤字補填として平成21年度の3,587万円を皮切りに、毎年多額の繰り出しを行ってきており、最高は平成23年度の1億967万円、平成26年度も8,508万円を繰り出し、国保加入者の費用負担の軽減を行っているところでございます。

また、上下水道の使用料は、合併協議会の調整・協議の結果を受け、新町で新料金体系を設定し、現在に至るまで料金の変更は行っておりませんが、平成 26 年度に消費税法の改正により、消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられております。

さらに、公共施設の使用料の件でございますが、合併時においては、旧4町の使用料体系をそのまま引き継いで運用していたため、類似施設の使用料について、使用時間帯の区分、金額等が不均一な状態となっており、町内の施設利用における公平性を図るため、平成19年度に見直しを行ったところでございます。

体育館、グラウンド、文化施設など、町民の皆さまに身近な施設の使用料は、平成 20

年度から現在の使用料金を負担していただいており、スポーツや文化活動を推進するため、低い設定といたしております。さらに体育協会や文化協会に加盟する団体が施設を使用される場合は、使用料を半額減免し、小中学生を中心とする団体や地域づくり協議会が使用する場合は、全額免除といたしております。

この見直しにおいて、公共の福祉の観点から、また、公平性の観点からも、町民の皆さんが使いやすいような安い料金の設定を行い、あわせて減免制度の拡充を図ってきたところであります。現行の運用は、利用者の負担軽減に資するものになっていると考えております。

続いて、3点目の各地域の活性化は図られたかとのご質問でありますが、冒頭でも申し上げましたが住民と行政の協働のまちづくりを推進する母体といたしまして、平成 18 年度に、新たな住民自治組織として 13 の地域づくり協議会を設立したところであります。

この協議会の大きな目的は、さまざまな地域課題の解決に取り組むことによって、相互 扶助による心豊かな暮らしの基盤を創出し、将来にわたり、地域を維持・発展させていく ことにあると考えております。

これまで、各協議会では、スポーツ大会やふれあい喫茶、納涼夏祭りのほか、防災訓練や防犯・交通安全講習会など、地域住民相互の交流を深める事業が中心でありましたが、近年は廃油回収による環境保全活動や、市民農園の運営、地域交通の運行、わな猟講習会、地域の歴史文化を生かした甲冑づくり、花しょうぶ園の支援、ホタルの飼育、カブトムシの養殖、棚田や農産物を活用した都市住民との交流、薬草の研究・栽培など、ふれあい事業を中心とした活動から脱却し、地域の活性化に向けた多岐にわたる活動が行われているところでございます。また、大阪大学、兵庫県立大学、関西学院大学、神戸学院大学等と連携をし、教授や学生のネットワークの中で、専門的な事業展開を行っている地域もございます。

かねてから、激しい人口減少と高齢化の波が押し寄せている中、これら各協議会の活動は、地域の皆さんの英知の結晶であるとともに、地域の維持・発展に大きな力になっていくものと確信をしており、高く評価をしているところでございます。

今後は、全ての協議会が、ふれあい交流事業のみならず、地域課題解決に向けた活動や 地域の維持・発展へとつながる活動へシフトしていけるよう、継続して町といたしまして も一緒に取り組んでいきたいと考えております。

また4点目の農林業、商工業などの産業振興は進んだかとのご質問でありますが、農林業においては、特に従事者の高齢化が進んでおり、離農や耕作休止の農家が増加をいたしております。

農業では、合併以降 10 年間における国の農業施策の変動が著しく、現在は中核となる 農家を地域の中心経営体に位置づけ、耕作放棄地などが生じないように、人・農地プラン の策定や農地中間管理機構を利用した農地集約が進められているところであります。

農地を集積した農家の多くは、従来の稲・麦・大豆の作付体系が中心となる一方、漬物やカット用野菜の栽培に取り組む経営体も現れています。また徐々にではありますが、若者の就農が見られ、ハウス栽培の花卉や野菜、イチゴのほか露地野菜に特化した専業農家も生まれております。

町内で栽培される大豆は、もち大豆の栽培面積が、特産品である「みそ」の需要に応じて増加をしてきました。

ジャンボピーマンや薬草栽培など新たな作物への取り組みや研究も進んでおり、若年世代の就農意欲を引き出す特産物の生産につながるよう、引き続き支援と研究を行ってまいりたいと考えております。

農業生産基盤整備については、ほ場整備を下秋里戦で、また、大坪、桑野、延吉、那手

5地区で行い、農道舗装整備を38地区に、ため池整備を12地区に施工し、また18地区の揚水機場・用水路の修繕工事、さらに町単独土地改良事業も展開をし、農業生産基盤の整備を進めてまいったところでございます。

また、治山事業、森林整備事業につきましては、平成 21 年度の災害以降、県単独治山補助事業による治山工事及び町単独事業による荒廃渓流整備、林内路網整備工事を行なっており、今後も継続して整備を行っていきたいと考えております。

林業の振興については、佐用郡森林組合を中心とした森林整備を行っており、昨年度から町単独の森林保全間伐促進事業補助制度を設け、所有者への森林整備に対する啓発の推進を行っております。

今後は、地域住民によって伐りだした木材の集出荷施設木材ステーションさようを設置し、木質バイオマス発電用のチップ材への活用も図り、災害に強い森づくりの整備を行ってまいります。

次に、商工業振興については、全国的に非常に厳しい経済状況と国民人口の減少が進む中、地方経済は、合併以前から非常に苦しい状況であったことは、ご承知のとおりでございますが、特に平成 21 年の大水害後、既存商店街では更地が目立ち、地元事業者には、より一層厳しい状況となってしまいました。

このような状況の中、商工会との連携をより一層深め、商工業者の後継者育成や「ご当地グルメ」としての商品開発や普及、また、集客イベントの共同開催などに取り組んでまいりました。現在では、ジビエをテーマにした商品や地鶏関連商品も登場し、鹿肉処理施設の整備にも取り組んだところでございます。

中小企業者の支援施策といたしましても、水害の復旧支援のための融資利子補給のほか、 通常の経営支援としての運転資金融資利子補給制度を立ち上げ、経営支援を図るほか、プレミアム付商品券も過去3回発売をし、今年、9月の販売で4回目となっております。

さらには、買物弱者対策と既存店の支援の面から、移動販売の推進にも取り組んだところであります。

本年からは、新規出店者への支援制度も設立するなど、商工会との連携のもとに地域経済の活性化に取り組んでおります。

全国的に、地方経済はより一層厳しい状況が見込まれる中、今後も関係機関・団体と連携をし、商工業振興に取り組むことが非常に重要であるというふうに考えております。

5点目の福祉サービスの充実は図られたかについてのご質問でありますが、これまで、 潜在化し支援が必要な人に対して、地域と連携を図るなど、個々の計画に基づく適切なサ ービスが提供されるよう、福祉サービスの充実にも努めてまいりました。

福祉サービス事業は多岐にわたりますので、ここでは大きく3つの福祉施策についてご 説明申し上げたいと思います。

まずは、障害福祉施策でございますが、障害者の福祉制度は、平成 15 年度に支援費制度の導入によって、従来の措置制度から、利用者がサービスを選ぶ選択制度に変わり、サービスの充実が図られました。しかし、サービス利用者の増大や費用負担の財源問題、障害種別間の格差など課題が生じたところであります。

そのため平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神のサービス体系を一元化するとともに、支援の必要度に対する客観的な尺度として障害程度区分が導入され、国の費用負担やサービス量に応じた定率の利用者負担が導入されました。その後は、利用者負担が抜本的に見直され、平成 25 年4月に障害者総合支援法となり、障害者の範囲に難病等の追加と障害者支援区分が創設をされたところでございます。

本町におきましては、国に準じて関連の条例改正等を行い障害程度や社会活動等の状況を踏まえ、訪問・日中活動・居宅サービスなどの個別に支給決定が行われる障害者福祉サ

ービスと、利用者の方々の状況に応じて柔軟に町独自で実施できる相談支援・日常生活用 具給付等の地域生活支援事業に取り組んでまいりました。

平成 27 年 3 月には、第 2 次佐用町障害者計画及び第 4 期佐用町障害福祉計画を策定をし、「すべての人が安心し、尊重し合いながら暮らせるまち」を基本理念として、社会環境の変化や多様化する障害者のニーズに対応できるように取り組んでいるところでございます。

次に、児童福祉施策でございますが、平成 21 年度にさよう子育て支援センターを開設をし、子育ての不安や悩みの相談、児童虐待の予防と早期対応、母子保健相談及びファミリーサポートセンター事業を行っております。また、ママプラザも開設をして子育て親子の交流の場の提供、子育ての相談・援助や子育て支援に関する講習等にも取り組んでおります。

また、保育園規模適正化によって保育園の統合を図り、保育サービスや保小連携による 就学前教育にも取り組み、同時に保育園施設の新設・増設並びに改修にも取り組んでまい りました。

平成 27 年 3 月には、子ども・子育て支援事業計画を策定をし、子育てを社会全体で支援していくべく事業展開を図り、地域の子ども・子育て支援の充実に向け取り組んでいるところでございます。

さらに、平成 27 年4月からは、第2子以降の保育料の無料化を実施をし、保護者の負担軽減を図っているところであります。

最後に、高齢者福祉施策でございますが、高齢者や子どもをはじめ、住民が安心して健 やかに暮らすことのできる福祉と健康の町であることは、同じ地域で暮らす住民の共通の 願いでございます。

平成 27 年 3 月には、健康の保持・増進のため、住民の誰もが良質かつ適切な保健・医療・介護サービスを機能的に受けられることを基本とした、佐用町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画を策定いたしました。

今後も、いきいきと元気に暮らす「自助」、共に支えあう地域づくりを行う「互助」、 住み慣れた地域で暮らす「共助」、さらには高齢者サービスの充実である「公助」を推進 することを基本理念に、共に支えあう健康と福祉のまちづくりに努めてまいりたいと考え ております。

また、高齢者を取り巻く諸問題に対して、多方面からの施策が実施されておりますが、 高齢で介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送るこ とができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを確保し、安定した介護保険制度の確 立に取り組んでいます。

今後も、多岐にわたる利用者個々のニーズに応じ、今まで以上に福祉施策の充実を図りたく考えているところでございます。

続いて、6点目の平成 21 年水害での町対応に合併による弊害はなかったかとのご質問でございますが、平成 21 年台風 9 号の豪雨災害は、それまでの想定をはるかに超えたものであり、佐用町役場本庁及び上月支所が浸水するなど、被害が甚大でございました。翌日から応急対策を図るために、職員一丸となって対応したところでありますが、被害が甚大であり、他市町や関係機関からの支援がなければ対応が困難であったことは事実であります。

しかし、合併し、自治体規模も大きくなっていたことで、被害が少なかった南光支所と 三日月支所では、翌日から窓口業務をバックアップすることができたとともに、関係機関 などからのさまざまな支援が受けることができたと考えております。

また、救助法による救済事務については、特に被害の大きかった佐用町役場本庁及び上

月支所に対応窓口を設置し、隔たりのない対応をしてまいりました。

住宅被害は全壊から床下浸水まで 1,790 棟に上りましたが、笹ケ丘荘、ゆう・あい・いしいのほか、ダイヤモンドカントリークラブなどの協力で、緊急一時宿泊所を開設し、約900 人を受け入れたほか、上月及び久崎地区に仮設住宅を 42 戸建設したほか、雇用促進住宅、佐用高校教職員住宅、播磨科学公園都市高層住宅なども確保し、被災した皆さん方の生活の拠点を確保いたしました。

一方、災害対応については、災害検証委員会で検証が行われました。検証の中で、広くなった町域の詳細な状況を、町が把握することは困難であったとのことから、その対応として、地域住民が各地域の状況を報告する災害モニターを委嘱し、地域の情報収集が行える体制なども整備してまいったところでございます。

また、職員の参集場所に当たっては、職員個々の自宅との距離のほか、旧町の所属や平時の勤務先を考慮した設定を行い、地域の状況が把握できる職員配備も実施いたしております。

災害への備えは自助・共助・公助を基本とし、自分の命は自分で守る・自分たちの地域は自分たちで守ろうという考えが重要であると思いますが、災害から得たさまざまな教訓を生かし、今後も継続して自主防災組織の育成に努めるなど、安全で安心なまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

最後に、町基本計画にこの検証を生かすべきではないかとのご質問でございますが、現行の佐用町総合計画は平成 28 年度までを計画期間としており、平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間とする第 2 次総合計画の策定のため、本年度から着手いたしております。

第2次総合計画は、国のまち・ひと・しごと創生法に基づく佐用町人口ビジョン・地域 創生総合戦略の策定と、業務的に重複する部分がほとんどであり、それらの計画策定と並 行して作業を進めております。

地方創生や、それにまつわる様々な国・県などの動向を加味することはもとより、議員 ご指摘のとおり、現行の総合計画に掲載をしている各種施策の評価や達成度の検証を行い ながら計画策定に取り組むことは、当然のことであると思います。

現在、年内に策定を目指す佐用町人口ビジョン・地域創生総合戦略の策定に傾注した作業を進めておりますが、今後は庁舎内のプロジェクトチームなどによる評価などを踏まえて、10年先の指針の策定などを、しっかりと進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、非常に長くなりましたが、まず、これでこの場におきましての答弁とさせていた だきます。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、それでは、金谷英志君。

8番(金谷英志君) 合併 10 年からの検証ということで、質問出して、ただ単にこの 10 年を振り返るということでなくて、合併からどうだったかということで、初め、町長も言われたように検証したい質問の趣旨です。

一番それで、元となるのが、町長もこれ、新町のまちづくり計画、これが合併時に出されて、平成17年の1月に出されています。3町協議会の会長の庵逧町長から提案された、出されたものです。

その中の一番最初に計画の策定の方針として、総論、1として、この計画は住民福祉の

向上等を図るとともに、新町全体の均衡ある発展をめざしますというふうな方針でやられたということを、まず、押さえていきたいと思います。

それから、先ほど町長、財政のとこに入っていきたいんですけれど、この中では、この計画の中で財政、先ほど町長も言われましたけれども、この中では平成 26 年度、計画では、地方税が 21 億 1,100 万円いうことで、それで、このたびの 26 年度の決算では、町長言われたように 22 億 2,000 万円、1 億円余りのまあ、財政的には町長、財政改革もやられてええんですね。よくなっていると。計画よりもよくなっているというふうには思うんです。

それから、地方交付税にしても 56 億 7,600 万円いうふうな、新町まちづくり計画では、そういうふうになってました。それで、この 26 年度で見ますと、63 億 8,300 万円ですから、7 億円までの地方交付税が計画よりはたくさんもらっているというふうなことです。それから、歳出のほうでは、人件費は 26 年度 27 億 8,500 万円です。それで、26 年度、このたびの決算では 22 億 1,500 万円、5 億 7,000 万円も人件費は縮減というか、かかっていないというような決算ですから、財政計画については、この点はいいんですけど、過去 10 年間いうふうな単純なことじゃなくって、合併当初のこの計画から見て、この財政は、町長、先ほど、いろいろ財政的な縮減もやって、職員の適正化も行って、こういうふうな結果だと言われますけど、当初の見込みからして、改めてどういうふうに思われるでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) 10 年前を考えますと、この合併が全国的に推進をされた背景には、 今後、非常に地方財政が厳しくなると、それで、当時、そうした三位一体改革とか、実際 に交付税の削減等大きなものがありました。

そういう中で、計画をつくったわけでありまして、その後、当然、この合併特例法という財政的な国の措置、これはそういう中で合併すれば、こうした特例措置も受けれるということ、これは1つの大きな合併のメリットであったわけです。それを十分に生かしながら、この 10 年間、当然計画と差が出てきたことは、これは当時の計画は、今、言うような厳しい計画の中で、状況の中で計画をしておりましたから、数字的には、それを上回る、かなり財政的にゆとりのある形をつくり出してきたことは間違いない。

ただ、それは、ただ単に国からそうした地方交付税の削減が少なかったとかだけではなくて、職員においても、この行財政改革をきちっと進めてきた結果だというふうにご理解いただきたいと思います。人件費においても、これだけの削減をしてきたということ、これは非常にこの財政、佐用町の現在の財政状況に大きな役割を果たしてきたというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) 町長としても、そういう町全体として、そういう行財政改革に取り 組んだ結果、なられたということですけれども、地方交付税については、今度、一本算定 になる場合でも支所機能の分を、恒久的な地方交付税として手当するということですから、 余計、合併当初は交付税が減らされて、財政的にやっていけんから、合併していうのが多くの理由でしたから、その今後の見通しとして支所機能の強化も交付税に算定されるということですから、財政的に、今後の見込みとしては、合併当初、10年前の当初の計画よりは、交付税は減らされないような、財政的に、まだ、それを厳しい、合併当初よりは緩やかな財政運営ができるというふうに、今後は、お考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長 (庵逧典章君) 10 年間、合併特例法というのは、ご存じのように 10 年間の交付税 算定替えを行い、あと 5 年間で段階的に縮減をしていくという、当初の約束でした。

それが、そのことに対して、合併した市町村においては、今後もそうした地域、広くなった地域を維持していくための経費ですね、これは、やはり全部縮減されたのでは、今後、合併したところが、かえって合併しなかったところより大きな財政的な負担が大きくなってしまうということで、国に対して、そういう要望をした結果、現在、そういう取り扱いが、変更があったわけです。そのことが、非常に今後の財政計画の面でも見直しができる部分だというふうに思っております。

ただ、問題は、一番問題は、当然これ人口が減少をしていくという中で、人口がそのままであった時の算定であれば、その額というのは、絶対額というのが確保できていくわけですけれども、合併後、早 10 年で 3,000 人の人口が減っていると。これに対しての、そうした交付税の算定においても当然大きな削減がされ、それに応じた交付税ですから、削減がされていることは間違いないと思います。

ただ、人口が減っても行政経費としては、そう下がるものではない。ですから、当然、 今後いろんな財政運営を行っていく上で、無駄は当然、省いていかなきゃいけないし、重 点的な予算の配分をしていくという、そういう財政運営をしていかないと、お金が、ある 程度ゆとりがあるから、必要か必要じゃないかは別にして、以前からあったことをそのま まやりましょうというような考え方では、これは長い将来を考えれば、非常に町にとって 大きな禍根を残してしまうだろうというふうに思っております。

今、金谷議員言われるように、支所機能という問題につきましても、合併した町、佐用町だけの問題で国が捉えているわけではありません。もっともっと広い範囲の中で、支所等においても非常に分散をして、その支所の距離感、実態的な位置する場所も非常に不便なところにある支所もあるわけです。

ただ、私たち佐用町の状況を見た時に、本当に今ある支所が必要かどうか。町民の皆さんにとって、前からあるから、そのままの人数、そういうものを確保すべきだということでは、私は、町民の皆さんのこれは大きな財源、お金ですから、そういうことが必要であれば、当然、そういうふうな取り扱いをしていったらいいと思うんですけれども、今の状況を見て、私たちの4つの町の支所間の時間的な距離を考えると、ほとんどが徳久バイパスも完成すれば、10分圏内で行き来ができるぐらいな便利なところで、ある意味ではあるわけです。

そういう中で、じゃあ支所が果たす役割を、どういう分野で、どういうことを支所がやっていくのかという、そこは、しっかりと整理をしながら経費の削減にも努めていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) 人口についてお聞きしたいんですけれども、人口、この新町まちづくり計画の中では、27年度、本年度については、政策人口としては2万人、ちょっとそれで正確にわかる指数があるらしいんですけれども、それで、コーホート変化率法という推計値で見ると1万8,400人。ほとんどぴったり合うような、この27年度3月の佐用町の住民基本台帳人口では1万8,401人ですから、ぴったりそれに合うような予測どおりというふうなことになってます。

若干これは、県の推計では8月1日現在で1万7,549人ですから、県の推計のほうが、より正確な実態に近い数字だと思うんですけど。ですから、1万8,000人を切っていると。今現在では、佐用町の人口は思うんですけれども、ですから、この計画の中で、人口的な推移はぴたり合うような感じで来ています。それは、町長、その計画がぴったり合うということは、これ、いろいろ10年間でやってこられた中で政策が生かされて抑えられているのか、その感じはどういうふうにお持ちでしょうね。

今、交付税やなんかについては、いろいろ変わったこともありますいうことで、人口だけは計画どおりのことですから、この当初の計画としては、どういうふうに人口の推移を町長見ておられますかね。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) これは、その当時の計画をどういう、いろいろと資料をもとに、また、考え方でその数値をはじき出してきたかということで、変わってくると思います。計画そのものはですね。

当時、当然この人口も減少していくということは、これは、ある程度科学的に、ああいう統計の中ではわかっていたわけです。それまでの、それぞれの町がつくってきた総合計画というものについては、かなり希望的な数字を、旧町、私は旧佐用町では挙げてきたと。それは実際に実現が不可能なものでも計画でありますから、その希望的な、理想的なものを挙げようということで、挙げてきたんですけれども、しかし、この合併協議の中では、当然、そこらあたりはかなりシビアに予測をしなきゃいけないだろうと。そうしないと、一方では、当時の財政計画においても、それをもとにまちづくりをきちっと、合併後のまちづくりをしていかなきゃいけないので、あまり希望的な現実の数値と離れるようなものは考えないということで、はじき出した数字であったというふうに、私は記憶しております。

そういう中で、それよりかは、まだ、減っていることは間違いないので、努力はしたつもりです。当然。努力をした結果、こういう数字に、計画よりかは、まだ下回っているわけですから、それは、計画どおりできなかったと言われればそうかもしれないんですけれども、じゃあ、その数字、計画に努力をして、減少にどれだけの抑制効果があったか、それを数字的に出せと言われるのは、これはちょっと、なかなか評価することは難しいと思います。

ただ現実、結果は、10年後の結果がこうであったというところから見ていただかなければ仕方ないと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) 新町まちづくり計画の中で、合併の必要性という中で、地方分権社会への対応として、対応することが必要だから合併が必要だということになっているんですけれども、その中で、企画部門の充実を図り、住民ニーズ、地域特性、社会経済情勢の変化に応じたまちづくりを主体的に進めていくことが重要。

行政能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力の創出などに直接的に影響する。だから、より専門的な知識を必要とする事務の増加なども予想されるから、このような変化に対応するために、合併の手法を用いて専門職員の確保と育成、人材の確保といった、分権時代にふさわしい組織体制の再編を図ることが必要だと、こういうふうに述べているんですね。

この中で、ですから企画部門の充実は、どういうふうだったのか。それから、専門職の職員の確保、育成は、どういうふうに計画から見て、図られたのか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 当然、計画の中で、そういうある意味では、1つの理想という面を、理想的にこうありたいという部分は入っております。ですから、その専門職を、佐用町が各部門にどんどんと配置をする。養成をし、採用していくということは、現実、一方では職員数をこれだけ削減をすると。一方、計画の中にも当然入れていたわけです。

ですから、そんなに金谷議員が、じゃあ、どの部分で専門職を養成して、どれだけ充実 したのかと言われますと、実際にこれだけのものができましたと。その理想どおりのこと はお答えすることはできません。

ただ、それは、じゃあ先ほども一番最初に、私、冒頭で申しましたけども、合併をしなかった場合ということの検証ということが、もし片方でできれば、そのこととの比較はできるわけですけれども、実際には、合併をしたわけでありまして、合併をしなかった場合に、じゃあ、そういう行政能力、それぞれの町の行政能力というものがどうであったかということを考えた時に、比較はできないんですけれども、予測としては、人数的にも、人員的にも、それだけの新佐用町、人口、当時2万人、今、1万8,000人。合併していなければ、旧佐用町であっても、もう8,000人。そういう、その町との差というものは、当然、あってしかるべきであるし、当然、今も私はあるというふうに思っております。

企画防災課という企画部門も旧町では、企画部門と言ったら2人か3人、私も室長を務めたことありますけども、そういう体制でありましたし、技術者というような専門職というのは、なかなか各町、そんなにたくさんの技術者が存在したわけではありません。そういうものが、合併によって規模的に大きくなっていろんなことに対応ができる。また、国なり県からのいろんな事務事業も、当然、非常に多くなってきたし、それに現実対応してきたわけでありまして、だから、それがやってきている。今もできているということに対しては、ある程度、評価はしていただきたいと思います。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) 合併しなかった場合の比較ではなくて、この新町まちづくり計画でこういうふうに、新町になったらこういうふうにしますよというふうな、理想的なと今、 町長言われましたけれども、人口統計については、シビアなと言われるんですね。

ですから、シビアにこの、理想ではなくてやれるようなことも述べられておると、私は思うんですね。

私、その旧三日月町で合併の議論をした中で、4町ある中で、たくさんの職員が寄った中で、その中には専門的な職員もおるだろう。優秀な職員もおるだろうということで、その中で専門的ないうこともあって、専門職もおるんだと。だから、合併するんだと、そういうふうなこと議論したこと覚えているんですよ。まあ、町長、相手じゃなかったですけどね。

ですから、そういうふうな、やっぱりこれは理想ではなくて、合併したらこうなんだいう計画は示されたことだと思うんです。

ですから、専門職、これで検証の中で、専門部門は図らんでもよかったんだと言うたら、それはそれで答えになるんですよ。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) そうではないと思います。

人口については、何人という数字は出してます。

でも、専門職を、どんな専門職を何人というような数字は出してないはずです。そこはね。そういうものの充実を図るということで、協議を考えて進めていこうということだったわけであります。

ですから、私は、元々、何人いた専門職が幾らと言うんじゃなくって、これだけ行政のいろんな事業が多岐にわたる中で、合併後、何とか住民サービス、住民に対しての責任を果たしていける、そういう事務を行って、業務を行っていると、そういうことで、私は、合併の効果があったと、そういうことを充実してきたんだというふうに考えていただきたいというお話をさせていただいたところであります。

「金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) この件について、私は、企画部門の充実が図られたか。専門職の確保、育成ができたかというふうなことをお聞きしているんで、それは、できなかったらでいいですけどね。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、今の企画部門という、どの部門が専門職と言えるかどうか、 私は、今、言われる専門職の範疇、金谷議員がどのような専門職ということの定義をされ ているのかわかりませんけども、業務として、今、例えば、企画部門に配置している職員、 それは今、7人、8人かぐらいの職員は配置をしているわけです。ですから、そういう意 味では、各旧町のそれぞれの町の1町と比べた時であれば、充実した形で進めているとい うふうに思っております。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) 専門職の定義いうのは、私が決めるいうのは、この中に書いてある、 町長が、こういうように合併当初、合併協議会の会長としてされた中に、専門職の確保を 図るですから、それ、町長が、どんな専門職かいうのは、町長がよくご存じだと思うんで す。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) ですから、私は、だから、そこに配置している、それぞれの職員と いうのが、それの専門職だというふうに、私は、考えております。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) それから、合併の必要性の次で、少子・高齢化への対応ということで、ここでも人口減少社会の到来、少子・超高齢社会への対応として、高齢者の生活支援や介護等福祉・医療分野にかかる人材や財源の確保、施策やサービスの展開を、合併によって効率的、効果的に行う必要があると、人材の確保。ここでも人材の確保というようなことになっておるんです。それは、できたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) それにかかわる保険者とか、そういう福祉分野における職員という のは、かなり充実をしたというふうに思っております。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) それから、3番目に挙げているのが生活圏の拡大への対応と広域的 視野に立った施策の推進という中で、「公共交通の充実」「雇用の確保」「広域的な交流 やイベント」など、現在の行政区域にとらわれず、広域的な見地からの一体的なまちづく りが必要となる分野に対しても住民ニーズが多く見られるとして、広域的視野に立った施 策の推進ということで挙げているんですけれども、ここで、表があるんですけど、この新 町まちづくり計画の中に、私は、旧三日月ですけれども三日月言いますと、一番通勤通学 の流出状況、広域的な広がりはどうかいうの見ているんですけれども、旧三日月町の場合は、1位が佐用町なんですね。佐用町だけ。郡内では、もうありません。ほかにはね。ですから、2位、3位、4位が姫路、新宮、龍野、合計で44.6パーセント。1位の佐用町が25.0パーセント。

ですから、広域的な視野に立った言うんでしたら、今回でもごみ処理場についてもにしはりま環境事務組合の組合つくった、広域的な連携もしました。

それから、消防についても広域化組合もつくりましたから、広域的な対応と言うのであれば、郡合併ということじゃなくて、郡合併の中で、それが広域的な対応が、もっと広がる中でできたんかいう点については、どうでしょうか。町内だけで、今、佐用郡の今回は合併ですけれども、広域的な対応と、この中で挙げているんですね。いうことになれば、先ほど言うたように、姫路市・たつの市新宮・宍粟市も含んだような広域的な対応、いうことは合併の1つの必要性だと言われているんですけれども、その点は、町長、どういうふうにお考えでしょうか。広域的な対応については。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 広域的な対応という中で、広域行政としてもっと広域化できる分野は、そうした消防とか、ごみとか、そういうものにも取り組んだわけです。これは、合併をして、佐用町として、他の町との関係と言いますか、いろんな協力の中で、当然、合併をすることによって、バラバラではなくって、町として1つの新佐用町として広域的な課題、特に交通の問題でありますとか、同じですけれども、道路の問題とか、そういうことには対応はしやすくなったと思いますし、それから、直接的に何がということになると、なかなか難しいですけれども、例えば、姫路市とのいろんな経済関係とか、その交流関係、観光の面なんかにおいても、それぞれの市町から出て行って、私たち、それぞれ一緒に協議をしていくわけですけれども、そういう面での対応というのは、新佐用町、合併した新しい町として、それなりの効果はあたっというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) 次にですね、合併当初、どんな施策が重要かいうことも、その協議の中に聞かれて、町民的にもアンケート取られて明らかになっておるんですけど、どんな政策を合併したらしてほしいかいうことでは、トップが中小企業育成等の雇用の確保、それから新企業誘致や新産業の創出、これはもう断トツなんですね。

ですから、合併したらこんな仕事の場が増える。企業も来るというような、こういう期 待感あるんですね。

それから、直接的に合併の期待ということも聞かれているんですけれども、行財政経費の節減や財政の効率化が図れる。それから、公共料金など、住民負担の低減を図ることができる。この2つもまた、断トツで、先ほどのやってほしい施策と期待することとあるんですけれども、これ見て、町長、今の段階では、こういう期待やその政策については、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 当然、合併する、しないにかかわらず、そういう中小企業の雇用とか、また、企業の誘致とか、そういうことは、ずっと皆さんの一番大きな希望と言いますか、要望であったわけです。

だから、合併したら、そのことが全て実現するというような、私は、なかなか、そのことを合併によって、そう簡単に合併したらできるということではなかったかと思います。 それぞれ旧町からそういう施策を継承しているわけでありまして、そういう問題についても、なかなか新町になって、新しい企業を誘致をするというようなことができなかった点については、それは残念だというふうに思っております。

それから、そういう住民の方の負担ですね。料金とか、こういう点については、合併後、いろいろと調整を、ある程度時間をかけて行いました。それによって、負担を増やすというところはなく、軽減できたところのほうが多いのではないかと思っております。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) それから、合併に対する不安というのもあるんですね。不安のトップは、「一部地域だけが発展し、その他周辺地域が取り残される」「行政区域が広くなり、サービスが受けられなくなる」これも、この2つが1位、2位のトップなんですね。こういう点では、この不安については、どういうふうにお考えでしょうか。今。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁。

町長 (庵逧典章君) 佐用町全体として、一部地域でも非常に発展すれば、それは一番、 ある意味ではいいんですけれども、例えば、この中心だと言われる、この佐用町の中の商 店街を見ても、なかなかこういう時代の中で、新しい店舗が次々とオープンしたり、そう いうことはありません。

ですから、そういう取り組みを一生懸命、全町それぞれで協力しながらやっておりますけども、全体として、それはこうした経済状況が、合併したからと言うのではなくって、この 10 年間でだんだん衰退してきているという現実、これは、そのとおりだというふうに、残念だと思いますし、そのことに対して、じゃあいかに何をするかということで、ずっと取り組んできたというふうに考えていただきたいと思います。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい。

8番(金谷英志君) それから、先ほど出ました支所についてですけれども、地方分権に 対応した行政組織の効率化ということで、支所については、どういうふうに計画でされて いるかというと、支所機能の充実とネットワークの強化というふうに挙げて、地域バランスのとれた行政サービスの提供と住民と行政との協働によるまちづくりを進めていくため、本町と各支所の機能の充実を図るとともに、行政とまちづくりに関する情報の提供や収集の利便性を高める情報システムのネットワークを推進すると。支所機能の強化というところも、ここでうたっている。

それから1つ、総務省で 2012 年に合併に関する総務省のほうで調査いうのをやっているんですけど、これ調査の対象は、合併した市町村、全市町村を対象に、こういう総務省が調査をやられたそうですけど、その中で回答があったのが、支所機能の位置づけとして、特に重視していることは何かということで、一番多いのが、広域化した行政区域におけるきめ細やかな行政サービスの維持というのがあります。それから、身近な場所での窓口、相談機能、これも今ある機能ですけれども、きめ細やかな行政サービスの維持というのが、支所機能の重視というふうに、佐用町も含めてでしょうけれども、総務省のアンケート調査の中では、こういうふうに出てますけど、支所機能の、そのきめ細やかな行政サービスの維持ということについては、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 当然、合併当初は、それぞれ旧町という1つの枠組みの中で、住民 の皆さんも旧町でなれ親しんだ、当然、支所というものが、自分たちの役場として、いろ んな形で用事に訪れていただいたということです。

ただ、合併して 10 年間たっていきますと、どこの支所でも、本庁でも変わらない、それは、そういう意識の変化もあります。

ですから、住民サービスにおいては、そうしたきめ細かなサービスというのは、佐用町において、こういう町全体の規模ですよね、私は、都市部とか大きな町と比べると、まだまだ、合併したと言っても、1 万 8,000 人規模の町としての行政サービスのきめ細やかなことはできているというふうには思っております。

ただ、合併当初、支所機能の充実という、支所がどういう役割を果たしていくかということで、これまでの役割りを全て支所が持って、同じように継続していくということでは、当然なかったわけでありまして、その中で、現在も支所に地域振興課と窓口一緒になった職員も配置をして、そういう町民の皆さんのいろんな相談と、また、取り次ぎ、そういう町、そういう連携は図っていくというところで、こういうものを、また維持していきたいというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志議員。

8番(金谷英志君) 1つ1つの政策で、分野別のまちづくり計画いうのも、この新町まちづくり計画の中にはあるんですけれども、その中で、地域の幹線道路の整備というのを挙げられています。

新町の拠点を結ぶ国道、県道の整備及び佐用インターチェンジへの接続の利便性の向上を促進し、観光ルートや災害時の緊急道路ともなる道路整備を図ると。また、比較的交通量の少ない県道については、「くらしの道」緊急整備事業において地域の実情に応じた道

路整備を図りながら、地域間の交流を深め、魅力ある新町としての道路網の構築を図りますとして、県の事業としては道路整備、国道 179 号、373 号。一般県道としては、上福原佐用線、上三河平福線、「くらしの道」緊急整備事業、こういうふうな主な事業として、施策の柱として挙げられているんですね。

この中で、「くらしの道」としては、県のほうでは、それを、「くらしの道」事業としてはないいうふうになりましたけれども、合併当初、これが挙げられてましたから、179号については、徳久バイパスをされ、373については、円光寺のトンネルなんかもできということですけれども、この2つの道路とも、それぞれの施策の中で、具体的にこういうふうなん挙げられているんですけど、この主要施策、先ほど言いました上福原佐用線や上三河「くらしの道」、それにかわる道路整備については、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

町長(庵逧典章君) それにかわる道路整備ということは、ちょっと私は、ちょっと意味 がわからないんですけれども、

8番(金谷英志君) 「くらしの道」いうのが、もうないですから。

町長(庵逧典章君) 例えば、この合併当時のそうした合併後の県の施策、合併支援道路とか、そういう形で計画に挙げていきました。できるだけ、たくさんのところを挙げてほしかったんですけれども、1つの枠があって、現在、今、言われたようなところを挙げた。この分については、おおむね、まだ全部は全てできておりませんけれども、どんどんと進めていただいたと、進んだということで、これは1つの大きな合併の効果であったと思っております。

それで、「くらしの道」とか、そういうやり方は、途中でなくなったんですけれども、上福原線についても、これはまた、改良するということで、今、県の社会資本プログラムにも改めて掲載していただいて、既に、測量をしていただいておりますし、三日月の志文谷等においても、そうした計画を新たに、今、入れていただいて、これもどこまでで終わるというものではないんで、継続してやっております。10年で全てのことができるわけではないので、できるだけ、これを早く進められるようなところを、次々と段階を追ってやっていただきたいと、やっていきたいというふうに思っております。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) 道路整備については、合併したら、こういう道ができるんだという、 やっぱり期待感がありましたから、順次、今、町長が言われたように進めていっていただ きたいと思います。

それから、農林業の部門では、活力ある農林業の振興として、具体的な施策として主要施策、地産地消の推進事業いうのが1つ挙げられているんですけれども、地域内で産出される健康食材や農林業資材を、地域内で積極的に活用する環境づくりを促進すると。地産地消事業については、どういうふうに思われていますか。

[町長 挙手]

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) これは、各農産物の直売所等も継続して、ああして運用をして、地域の方もそこで自分の町でできたものを使って、食べていただいているということでありますし、特に、給食センター、合併後、新しい学校の給食センターをつくりました。そこにおいて、地産地消を進めるための取り組み、さらに今、ドンドンと強化も進めているところでありまして、それは私は、一定の成果が出ているというふうに思っております。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) それも、なかなか 10 年たって、地産地消が進んだかと言ったら、旧町でやったような施策も引き継いでやられるわけですけど、その中でもなかなか、町長、これからもやっていく、10 年で結果が出るものではないと言われますけれども、その 10 年で主要施策に挙げた中でも、こういう目に見えた、給食の地産地消なんかも、それから、農産物のJAなんかでも共同した地産地消とか、実際、進んでいるんですけど、あんまり、それ期待して、もっと私は、この中で主要施策だと挙がってますからね。それから、地域の地産商品のブランド化いうのもこれを期待して、合併したらこういうふうなものを一緒に新町でやろうというふうなこともあったんですけど、そういうふうなん、なかなか進んでないいうふうな感じを、私は思うんですけれども、やっぱり町長は、10 年で、それ拙速に結果が出るものではないというような、今のお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

町長(庵逧典章君) 結果を、どこまでの結果を求めるかということですけれども、でも、 私は、その評価の仕方、いろいろと見方違うと思うんです。学校給食で、あれだけ、今、 町内の生産者といろいろと連携しながら、さらに、そういう食材についても、町内コスト、 ある程度、コストが上がったとしても地元の物も使っていくということで、メニューもつ くりながらやれているということは、これは比較の問題で、佐用町だけの全体的なところ で比較言われれば、まだ、十分にできていないと言われるかもしれませんが、他市町の同 じような自治体との比較をしていただければ、かなりのそれは、大きな私は成果ではない かなというふうに思います。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) それから、商工業の振興ですけれども、その中では、魅力ある商店 街形成事業として、魅力ある商店街の形成を図るため、駅周辺に集積する既存商店街の経 営改善、地域に密着したサービスの充実などを図るというふうにあるんですけれども、旧 三日月町で言えば、もう役場周辺、いわゆる駅前周辺ですけれども、商店街と言うような 状況ではないですね。小売店も閉められましたし、ですから、ガランとした中で中央に、 佐用の本庁周辺の佐用駅周辺の商店街の活性化いうことではないと思う。振興ということ だけではないと思うんですけれども、地域の商工業の振興いうことについては、今の現状 を、どういうふうに町長、お考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

町長(庵逧典章君) 先ほども、申しましたように、じゃあ中心部だと言われるところが、 どんどんと、そうした新しい店舗でも開店したりしているかというと、そうではありませ ん。どこも、こうした 10 年間の中で大きく事業者が減ってきておりますし、そういう面 では、なかなか思うようにはできてないと、計画に挙げたものが、十分できてないと、そ ういう成果が上がってないということは確かだと思います。

ただ、そういう中で、何を支援してきたかというのは、先ほども申し上げましたし、商店の商売の仕方として、ああした移動販売とか、そういうものにも取り組んで、そういう形で商売を続けてやっていただいているというようなこと、そういうことは、できたんではないかなというふうに思っております。

[金谷君 举手]

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) それから、播磨科学公園都市の整備推進ということで、播磨科学公園都市の立地を生かして、新たな産業を導入し、雇用の拡大、この点については、新町の総合計画の中でも町長と議論したとこですけれども、改めて、合併でこういうふうなテクノとの、合併した中で、テクノを核にしたような産業振興いうふうなこともうたわれていますから、これについては、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

町長(庵逧典章君) 科学公園都市については、そういう思いを持って、何とか科学公園 都市が充実してほしいと。そういうことが、周辺の市町においても大きな、いろんなプラ スが出てくるということで考えておりました。そういう意味で、科学公園都市に対して、 これ企業庁、県のほうにも企業誘致等、お願いしてきました。

だから、科学公園都市の当初の開発のコンセプトを相当変えて、研究都市だけでなくって、製造業、そういうものにも土地を利用するということで、そうした企業誘致もできてきたわけです。

ただ、科学公園都市そのものが当初の計画に全く至らないというところで、非常に難しい点はあろうかと思います。

ただ、そうした企業の中にあって、非常に佐用町としても一番近い、車で20分、30分

の圏内であります。1つの大きな雇用の場として雇用先として、これは、町としても非常に大きな力ではないかと思っております。

[金谷君 举手]

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

8番(金谷英志君) それから、地域自治・住民自治の仕組みづくりという項があります。 その中で、旧町単位の行政機関・活動拠点として、仮称ですけれども、地域自治センター、 こういうようなんの設置も計画の中では考えられていたんですね。

各地域の自治組織の活動など、旧町や各地域における住民自治・住民参加活動の活発化を図るため、総合的な支援を図るような仕組みとして、旧町単位に設置するものとし、各町の公民館に専門職員の配置とあわせて、その機能の導入を図るというふうな地域自治センターいうような構想も計画の中ではあったようです。

これは、先ほど言われた地域づくりセンターとは、また、違うんですね。地域づくりセンターは住民自治のほうですけど、これは旧町単位、支所単位で、そういうふうな地域自治センターを置いて、専門の職員を配置していうふうなこともあったんですけれども、この点については、地域自治については、地域づくりセンター、13の今ある地域づくり協議会でやっているというふうに言われるんですけれども、その行政がもっと踏み込んだ地域自治センター、支所機能を担うような機構を新町まちづくり計画では考えていたんですね。この点については、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁。

町長 (庵逧典章君) 合併の協議の中で、将来の地域のあり方というのは、非常に皆さん も、当然、誰も初めてのことで、いろんな心配があったわけです。

ですから、そういうことに対して、こういう取り組みもあるのではないかと、そういうことも含めて考えようということは、確かに計画の中に盛り込んだと思います。

ただ、実際に支所機能とは別に、また、地域センターをつくっていくということは、現 実問題として、それは、ある意味では二重になり、必要性がなかったというふうに思います。

というのは、特に、地域づくり協議会というものを、当初の地域づくり協議会のイメージですね、どういう組織にし、活動していくかということが、これもいろいろと、まだ十分にはイメージできていなかった、計画の中で、そうした絵が描けてなかったと思うんですけれども、やりながら、いろいろと考えたところもあります。

でも、それが全部の地域づくり協議会じゃないですけれども、地域づくり協議会としての事務所も設け、そこに昨年ぐらいから、また、その事務を取り扱う職員も一部配置をしたり、それから地域づくりセンターのセンター長、この方にも、そういう活動を実際担っていただくということで、配置をして取り組んでいただいておりますので、これは、今後は地域づくり協議会のそうした育成と活動を、町としては一緒にやっていきたいというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい。

8番(金谷英志君) 町長、今となりゃ、地域自治センターみたいなもの必要性はなかった。支所との二重になるようなことは必要なかったと言われますけれども、計画の中で、こういうふうな、これ平成 17 年の1月に出して、こういうふうな計画で新町始めましょういうふうなことなんです。これで、さあ協議が、一応案が出されてやりましょうという中で、こういうもの具体的に出された中で、それが今となりゃ必要でなかったと言われるんですけれども、当初は、これも挙げて、よく言われたのは、地域が、先ほど寂れるいうふうな懸念もありましたから、それを防ぐために、地域自治センターみたいなものも置きます。ですから、地域は寂れませんよいうようなことで、結局やられたと思うんですね。ですから、合併すぐ、そんなんは必要なかったんだというようなことでは、それではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 結果として、そういうふうになったということを申し上げているの でありまして、その計画どおり全てができるんだったら、それはもう本当にすばらしいと 思います。

でも、実際には行政、いろいろと動いているわけでありますし、その状況に合わせて、 やっぱり毎年、毎年、またその事をフィードバック、計画を見直したり、検討しながら進 めているわけでありまして、そういう意味で、当初の計画どおりできなかったから、それ が間違っているというふうに言われてしまえば、なかなかこれは難しいなと思います。

[金谷君 举手]

議長(西岡 正君) はい。

8番(金谷英志君) 間違っているということではなくして、今回の質問は、全体に新町まちづくり計画に、当初の合併からどうだったかということですから、間違っているとか、間違ってない。正しいとかいうことではなくして、この結果は、町としても合併の検証として、今度つくられる総合計画に生かすというふうな質問の趣旨ですから、今まで、私は、この項目挙げて、項目挙げてない項目もありますけれども、合併について新町まちづくり計画、それから、1期目の町総合計画なんかも踏まえた中で、全体の検証、この合併の検証を踏まえた中で、初めに町長言われたように、それを新たな町の総合計画に生かすというふうな観点でお聞きしているのであって、ですから、間違いだったから、合併してなかった町との比較ということで、合併しなかったことの比較ではなしにいうことで、初め町長言われたように、私もその立場で質問していますので、ですから、この点でもういっへん聞きますけれども、地域自治センターいうのもやられてましたから、変わったいうのは、どのへんで町長、変わられたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長 (庵逧典章君) 地域づくりセンターというのは、それぞれ役場内に置くというよう な計画になっております。それは、ある意味では支所ということです。

だから、そういう意味で、どの時点で、それをやめたとか、そういうことを見直したとかということではありません。

実際に、行政をそれぞれ行っていく上で、それがどうしても必要なら、当然、そういう ことも検討をしたと思います。

それから、今後、こういうことについて、今、言われているようなこと、全てのことを、もう一度振り返って検証しながら、次の 10 年に向けた佐用町の姿、こういうものを考える上で、さらにまた、そのことが必要だったということであれば、これはまた、もう1回、そういうことに対して、計画の中に取り入れたらいいと思いますし、結果として、そのことが必要でなかったということで、現実としてなければ、それはそれで、次の計画は別の、当然、変わった、それを変えていったらいいというふうに思います。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい。

8番(金谷英志君) 合併 10年の検証が、新たな町の総合計画に生かされるよう求めて、 私の質問を終わります。

議長(西岡 正君) 金谷英志君の発言は終わりました。 続いて、4番、廣利一志君の発言を許可いたします。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番(廣利一志君) 4番議席、廣利でございます。

移住促進のために空き家、古民家の利活用ということで、少子高齢化が進み、日本各地はもとより、佐用町内においても限界集落となり、集落維持ができないところが、ますます多くなる現状と予測があります。

長期で対策を検討し、計画を立てる必要があると思いますが、幾つかの点について町長 の見解を伺います。

以前のように企業誘致をして、雇用を増やし、人口を増やすことが難しい現在であります。住んでいなくても、昼間の人口、つまり交流人口を増やすということ、そういう施策を行ってきているのが現状かなというふうに思いますけれども、定住・移住をいかに増やすかという理念、戦略、計画があってこそだというふうに思いますけれども、町長の見解を伺います。

600 戸を超える空き家に対して、今こそ積極策が必要ではないかという観点から町長の 見解をお聞きしていきます。

全国の市町村において、活発に移住策・移住支援プランを示し、空き家の利活用を先進的に取り組んでいるところが数多くあります。近隣の市町においても、同様に施策が検討され、実施されています。

町ホームページでの空き家の紹介について、現状と改善策について町長の見解を伺います。

神戸、大阪、東京などで移住のPR、広報あるいは移住相談会を実施していくなど積極 策として行うことについての見解を伺います。

移住相談員、仮称でありますけれどもについて、全国の成功例から必要だと思います。 移住希望者に応えるためには、夜あるいは土・日に行政として対応できなければ、次善の 策を早急に立てる必要があると思いますけれども、町長の見解を伺います。

佐用町の魅力の発信について町長の見解をお伺いします。都会から田舎への移住をお考えの方に、佐用町に移住を希望されている方に、この場で町長からじかに発していただきたいし、さらにホームページなどを駆使して、呼びかけをしていただきたい。そんなふうに思います。

この席からの質問といたします。

議長(西岡 正君) はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、廣利議員からの移住促進のために空き家、古民家の利活 用をということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、空き家紹介の現状と改善策についてでございますが、空き家を紹介する空き家バンクへは、現在、延べ 47 件の登録がございます。これに対しまして利用希望の登録者は74 件でございます。

また、そうした中で、成立をした物件は17件でございました。

ただ、成立件数を増やすということは、当然、いろいろと努力をしておるわけでございますが、町が空き家物件の紹介をするに当たりましては、従前から自治会のほうから移住者が自治会の約束事、協力、なかなかしてくれない。守ってくれないというような苦情もたびたびあったことも事実でありまして、そういうことも、それぞれの自治会、集落の皆さんとの関係も十分、町としては考慮しながら、佐用町へ移住していただく上でのルールや自治会のルールを守っていただける方に移住していただきたいという旨を一番最初にお話しをさせていただいているところでございます。

これによって移住をなされなかった方もあるかとは思いますけれども、移住を増やすために、誰にでも移住をしていただければよいというようなご案内はいたしておりません。

こういうことに賛同いただけた方の移住では、地域づくり協議会等にも積極的に参加を していただき、地域のリーダー的な役割を担っていただいている方もありまして、何とか、 こういう地域のためにも協力をしていただく、一緒に地域活動にも参加していただけるよ うな移住者を増やしていきたいというふうに考えております。

改善策といたしましては、昨年度までは机上による物件紹介のみで、空き家までのご案 内等については行っておりませんでしたが、ゆう・あい・いしいの一室を今年度から借上 げ、移住希望者の方に田舎暮らしを体験をしていただく、定住・観光促進のための滞在型 体験事業「佐用にきて~な」という事業をきっかけといたしまして、可能な限り丁寧に移 住希望者に空き家等をご案内をいたしております。

次に、神戸・大阪・東京などでの移住PRや移住相談会の実施についてでございますが、会場借上げや事前準備等のコストと移住相談件数等を考えれば、町単独での開催はなかなかできませんので、佐用町も会員であり、そのホームページにも物件の案内をいたしております「西播磨暮らしサポートセンター」や「ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会」のイベントが、神戸や尼崎、大阪等で開催をされておりますので、今後、それらの機会を有効に活用していけたらというふうに考えております。

また、県民局では、管内市町の空き家見学ツアーを実施をされておりまして、この 11 月には、佐用町にもその予定が入っております。

次に、移住相談員についてでございますが、現在は、先ほど申しましたように、ゆう・あい・いしいを使って滞在型の体験事業として、これを商工会青年部の方に相談に乗っていただいたり、また、物件の案内等を委託をしておりますが、さらに専門的に相談したり、案内をしたり、また、空き家の活用に当たっている諸々の事務事業を行っていくような職員ですね、そういう専門員の配置ということも廣利議員のほうからも必要ではないかというふうに、今、提案をされておりますけれども、そういう問題については、今後、これからの取り組みの中で考えていきたいと、検討していきたいというふうに思っております。

ただ、今の現状からすれば、まず、今やることは移住希望者の相談にお応えをする。そういう時に必要な空き家の十分な確保でございます。現在、議員からもお話しありましたように 600 軒以上、実際に厳密にもっと調査をしていくと空き家状態の家というのは、もっとあるかもしれませんが、その中で、佐用町の空き家のほとんどが、賃貸や売買希望というものが、まだ、その申し出がありません。また、町としても、なかなか確認が難しいという状況でありまして、そのために、今後、町はもとより、自治会や地域づくり協議会等の協力を得ながら、活用ができる空き家物件の確保について、また、整理について、これを取り組んで、まず、いかなければならないというふうに考えております。

また、最後の都会から田舎へ移住をお考えの方に、この場で佐用町の魅力について発信をしてほしいということでございますが、この場は一般質問のお答えでありまして、私がそうしたことを一生懸命申し上げても、なかなか空き家希望者に対しては、直接は届きませんので、このことについては、当然、町のホームページ等、もっともっと佐用町の魅力、よさが発信できるように、その内容を、やっぱり改善をしていかなきゃいけないと、そういうことを考えておりまして、担当職員のほうにも、そういう指示をしているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔廣利君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、廣利君。

4番(廣利一志君) 町長のほうからも空き家の確保、情報の収集ということだと思いますけれども、2つに分けまして、ちょっとこの場からの質問をしていきたいと思います。 まず、どうやって情報を集めていくかと。空き家の情報を集めていくかというところと、 結局、その集めた情報を、どう活用していくかというところに分けまして、質問させていただきます。

まず、空き家の情報につきましては、先ほど、町長も言われましたように、600 戸というのは、これは21年の悉皆調査をもとに600戸というふうに言われておりますけれども、今、まさに今年、来年と税務課のほうで悉皆調査がされるということですし、6月の一般質問の中でも、その悉皆調査を通して空き家の情報というか、それを得ていくというか、そういう発言が確かあったと思います。

その点で、確認をしていきたいんですけれども、空き家に関する特別措置法というのが、 今年の2月施行され、関連法が27年5月26日に施行されております。その中の幾つかの 条文は今までなかったことが、当然、書かれて、この危険廃屋の問題がありますから書か れているわけですけれども、10条で書かれているのは、所有者を把握するための固定資産 税情報の内部利用と。だから、個人情報との関連がありますけれども、危険廃屋に対する 積極策という形で市町村長に、どこまでというのが難しいところありますけれども、そういうことが明文化されているわけですけれども、先ほど言いました、私どものほうにも、 自治会長を通して、悉皆調査の案内、スケジュールが回覧をされていました。

この悉皆調査を通して、先ほどのこの固定資産税情報の内部利用というふうなところについては、例えば、商工観光課とか、建設課とか、どういうような共有化というか、図れるわけですか。

あるいは、そういう指示をされているんですか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

そういう自分の情報を自分で、この家を、この土地をどうかしてほしいという相談があれば、それでいいわけですね。

ただ、こちらから、そういう方に担当のほうが電話をしたら、何で、そんなことがわかるんだと。何か、だまされているんじゃないかというようなね、向こうに疑われて、逆にその担当者の上司にということで、課のほうに別に電話がかかってきて、こういう職員はいますかと、いやいや、ちゃんといますよということで、納得はしてもらっているらしいんですけれども、まあまあ、そういうようなことまで、全ての人じゃないんですけれどもね、出ていると。

だから、町としては広報なりいろんなところで、皆さんのお持ちの家で、活用がされていない、また、お困りの家、この後将来どうされるかという問題について、相談をお受けしますというような、全体としての広報、情報発信をすることしか、今のところ、なかなかできないというような、厳密に言えば状況であります。

〔廣利君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番 (廣利一志君) よくそれは、わかりますし、多分その税務課の情報を、例えば、ほかの課の職員が、要するに空き家云々という形で電話した時に、そういう問題が生じてくるということについては、よく理解できますけれども、町長は、先ほど、答弁の中で、地域づくり協議会とか、それから自治会の協力云々という話がありました。

だから、私は、これは必ず、この三位一体みたいな形で、自治会なり地域づくり協議会とかいうところの協力がないと、なかなかこれは、できないんだろうなというふうに思います。

私は、今回、これ積極策を問いたいという形で、ちょっと聞いてますので、ぜひそこは、町長言われた自治会なり、地域づくり協議会の協力というところについては、多分、これ行政だけでは、やっぱりこれ解決できないというふうに思いますし、21 年の時には 600戸だったかもわかりません。もしかしたら、もう 700戸というような形になっている可能性もあるし、それは調査が終わった時点で、すぐ対策を打たないと、情報は古くなっていくという形でもありますので、それは、先ほども言われた自治会の協力云々とか、それは何か具体的には、今後、自治会、連合自治会、地域づくり協議会に依頼するようなことは何かお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) この問題を、まず進めて行くためには、そうした空き家が実際活用できる状態で提供していただかないと進まないということ。この前提の中で、それをどうするか。その積極策ということでの話なんですけれども、そうした役場情報だけで、それを進めるというのは、そういう法律上の問題もある。最終的に、その持ち家の方から、町のほうに、そうした相談なり申し出をいただくと、その過程として、地域の皆さんに、これは自治会長さんとか、地域づくり協議会の役員さんという話ではなくって、その中にいる人たちの、まあ言うたら親戚、身内ですね、当然、そういう方が全然いらっしゃらない空き家もあるかもしれませんけれども、たいていは町の場合、周辺には、そうした縁者の方もおられると。そういう方に持っておられる方に対して働きかけてほしいということをお願いをしていくいうのが1つの積極策ではないかなと思うわけです。

だから、今後、それを進めていく上では、そうした中で、自治会長さんに調べてほしい というような依頼をしても、それは自治会長さんにしても、同じ個人情報じゃないかとい うことで、なかなか難しいと思う。

だから、そういう物件がある方については、町としては、こんな施策をやってますと。 それに対して申し出をいただきたいということを、そういう関係の、そういう方がいらっ しゃる方の周辺の方にお話をしていただいて、そこから、間接的に持ち主の方に伝わって いくという、そういう方法しかないかなと私は思っております。

それと、もう 1 点、全然違いますけど、先ほどの 600 軒というのは 21 年に調査した時に 500 軒ぐらいだったんですね。ちょうど。その後、多分、そのぐらい増えているだろうという思いで、だいたい 600 軒ぐらいじゃないでしょうかというお話をさせていただいたことを覚えています。

今、言われるように、それが年々増えているので、確かに、厳密にずっと、そういう状況の家を調べていけば、もっと増えているというふうには推測はします。

[廣利君 举手]

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番(廣利一志君) 実際に、いわゆる先進地と言われているところが、どんな取り組みをしているかというところで、幾つかあるんです。近隣でもそういうところがあります。 それで、兵庫県内でしたら、篠山市とか神河町とか、実際にあるんですけれども、神河町の例でいきますと、平成 21 年に小学校区なのか、大きな地区をモデル地区という形に

選定をして、その中の8集落を指定して、この空き家の問題、移住の問題を取り組んでいったと。

さらに、それを全町に拡大していって、設けたのが、実は、この 39 集落で田舎暮らし相談員というのを設けていって、今、聞くところによると空き家がなくなったという話もありますし、移住者がどんどん増えているということを聞いております。

それが、結局 21 年から、そういう形で進められた成果かなと、相談員だけが成果ではないんですけどね。それは、やっぱり自治会なりに、そういう方を設けていったということが、1つ大きな成果なのかなという形がします。

で、先ほどの空き家の特別措置法ですけれども、先ほどの 10 条では、固定資産税の情報の内部利用と、それから、その前の9条では空き家の調査ということも書かれております。11 条では、データベースの整理。それから、13 条で、空き家跡地に関する情報の提供、これらの活用のための対策の実施ということで、危険廃屋という形で考えるなら、佐用町の場合は企画防災課が取り組んでおりますし、建設課も関与するという形だと思うんです。

だけど、横断的な組織というのは、その役場の中でやっていく必要があるのではないかなと。空き家の問題、危険廃屋の問題、あるいは、先ほどの特措法でいうところの空き家跡地に関する情報の提供云々というところでは、そういう趣旨ではないかなと思うんですけれども、違いますでしょうか。

横断的な組織と廃屋の関係。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) それは、やはり役場担当者は、それぞれの専門分野もありますから、 その1課だけでは対応できない。これは横断的な形で、役場としての組織で対応して行か なきゃいけないと思います。

ただ、その中で、組織の中の担当として、横断的な職員を置くと。また、その担当をつくるとかというのは、次の段階だというふうには思います。

また、今、廣利議員お話しのように、他町のそうした例というのは、やはり十分に研究をしていかなきゃいけないと。そういう中で、どんな取り組みが、やり方をされているのか。その工夫ですね。その工夫の部分については、もっともっとやっぱり勉強していかなきゃいかんだろうと思います。

それは、当然、担当のほうも、今、お話しのような、いろんな情報もいただいて、そういうところの全てが佐用町に当てはまるかどうかわかりませんけれども、やはり十分に、そういういいところを、工夫できるところを探し出していかなきゃいけない。

だから、今、登録していただいたり、実際に所有されている方へのアプローチ、この部分のアプローチについても、何らかの工夫ができるところがないのか。どういうやり方ができるのか。このあたりが、やっぱり大事だなというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番(廣利一志君) 私も、その横断的な組織で職員を置いてというところは、将来的に

は、もしかしたら必要かもわかりませんけど、今、早急にという形ではないんですけれども、平成 21 年の時から、今回の時に何が変わったかというと、結局、その特措法ができたというところがありますので、じゃあ、今回の悉皆調査というところで、じゃあ何を変えていくのかと。現実には、多分、連絡を取りあってということになると思うんですけれども、そういうようなところは、具体的な動きというのは、何かあるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) 今回、税務課で行います悉皆調査というのは、これは税法の課税を しっかりともう一度、課税対象を整理するということであります。

ですから、そのことを踏まえて、この空き家の活用を、今、どうそれに結びつけていくのか、そういうことについての、今、言われるような横断的な動きといいますか、今、協議は、まださせておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番 (廣利一志君) 何か、その連絡を具体的にしているということは、特にない。例えば、建設課も含めてというようなことは、特にはないんですか。それは。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、企画防災課長。

企画防災課長(久保正彦君) 空き家につきましては、廣利議員おっしゃるように、活用できる空き家と危険な空き家がございます。

その中で、企画防災課が担当して持っておりますのが、危険空き家ということです。その中では、それぞれ担当課がございまして、例えば、総務課、これ自治会からの情報収集であるとか、それから建設課、これは道路などにはみ出た危険な空き家部分の除去であるとか、それの対策です。それから、税務課からは情報提供などです。それから、住民課からも情報提供というような環境衛生面のこともございますし、そういうような形で、横断的な組織というのか、私どもが集めて危険な空き家の対策、対応について、どのようにするかというような協議をいたしております。

それで、対処療法ができるものについては、すぐ対処療法をするという形を取っております。それは組織というより、私どもが集めて、それぞれの関係課で協議をしているというような形でございます。

〔廣利君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番(廣利一志君) 町長の答弁の中で、私は、積極策だというふうに思いまして評価したいんですけれども、幾つかちょっとありましたので、そのところについて、少し詳しくちょっと聞かせていただきたいなと思うんですけども、専門家した役場の庁内に職員を臨時で置くようなところという、将来的に配置を検討する云々というような話がありましたけれども、何かそれ具体的に、例えば、来年度からとか、それはお考えはありますでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) 町のいろいろな組織として、現在、商工観光課、住宅係のほうで空き家のほうも持っているというような状況です。

そういう職員の業務全体を考えた中で、今後、この空き家の活用を、どういうふうに進めていくのか、積極的に進めていくためには、どういう業務、これから行っていかなきゃいけないのかということが、当然、出てきますので、そういう中で必要な人員というのは、やっぱり確保しないと、それも進まないということは、認識をいたしております。

ですから、それを検討した上で、そうした職員が必要であれば、ただ、そうした臨時的な職員といっても、なかなか事務でいろんな資料の整理をするだけというような業務ではないんで、これを進めて行く上に、そうしたことが積極的にやっていただける力、能力のある方がいらっしゃるかどうかというのも、1つ大きな、これは当然、問題であろうかと思います。

それと同時に、5年前にこの空き家の調査をしていただいたのも、外部の団体に委託を して町内の町民の方の組織で調査をしていただいたということです。

ですから、やはり今回の移住希望者に対しての相談とか、案内とか、これも一部ではありますけれども、ゆう・あい・いしいの1つ部屋を確保して、そこで滞在をしていただいた方にということで、既に8月末で4件、6人の方が利用していただいておりますし、9月中に、まだ2件、3件の方、予約が入ってます。こういう方の対応として、商工会がつくっております鹿青年部ですね、ここのところで委託をさせていただいているわけです。土曜日でも日曜日でも希望者の状況に合わせて案内をしたり、そういう活動をしていただいておりますので、別に、ここの今の組織だけじゃなくて、町内でそういうことにも積極的に活躍、活動をしていただけるような組織、団体、個人も含めてですけれども、あれば、何も役場庁舎内だけで、それを全て行うんじゃなくって、そういう方に、そういうノウハウなり、経験なり力を貸していただくということも、これは町としては、これは全ての分野における話ですけれども、今回の空き家なんかにおきますと、なかなか町職員が1人がかかわって、それを進めていくいうても、なかなか難しいというか、経験もない中で、いろんな人の対応も必要になってきますので、1人だけでというのは、業務は非常に進まない部分もありますので、そうした組織的な形で対応ができるところがあれば、そういうことも検討していく必要があろうかというふうに思います。

〔廣利君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番 (廣利一志君) 情報の収集というところと、それから、もう1つは、その情報の活用というところで、ホームページの点については、成約件数の数字を言っていただけまし

た。

それで、もう1つ町長の答弁の中で積極策としたいなと思うのは、見学ツアーのところについて、言及がありました。

県民局がする形のものと、それからNPOが委託を受けて、この西播磨の田舎暮らしという形をする分というふうにあります。

これは、ぜひ佐用町版というか、件数的に 600 戸か 700 戸かわかりませんけど、件数が多いものですから、そういうものが結局、三位一体でやりながら、その見学ツアー、見学会というふうな形のものが、佐用町独自でやっぱり、将来そういう形のものが必要だと。積極策の1つではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

町長(庵逧典章君) 今、先ほどずっと、お話しさせていただいたり、ご質問いただいているようないろんな課題をある程度整理した上で、次の段階として、そうした見学をご案内して、見学していただいたり、また、それをもとに、また、相談をさせていただくような、そういう企画というのは、これは当然、必要だと思います。

ただ、今の状態の中で、すぐこれをやっても、先ほどの今のような状況の中では、まず 先に条件整備なり、整理をしていかなきゃいけない部分がたくさんあるということだとい うふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番 (廣利一志君) 全国の先進地の中では、2つのパターンがあるというふうに思って いるんです。

情報の収集から活用まで行政でやるという形のものもないわけではないんです。なかなか大変ですけど、だけど、これは成功しているところがあります。全国的には少ないんです。

でも、大半は外部に委託するなりしてやっているという形で、そこが結局、今度、冒頭に言いました空き家の情報云々というところが、やっぱりいかに役場の中での連携と、それから、情報を自治会なりと共有化する。それから、実際に動く人という形が、やっぱり必要かなというふうに思います。

実際に、NPOとかに委託をしながら成功しているのが大半なんですけれども、神河町の場合もそうですし、我々、委員会で行きました高知県嶺北なんかも、やっぱりそういうNPOが介在しているという成功例があります。

だから、1つそういう形で、多分、町長のお考えの中には、専門的なところというところでは、コントロールタワーは、臨時で役場の中に、臨時の方がいてという形で、実際に動くところについては、やっぱり専門的な人たち、あるいは、今回、町長の答弁でありました見学ツアーを実施する団体とか、そういう方たちの協力というのが必要かなというふうに思うんですけれども、実際に、例えば、行政のほうで成功している分が、6月にも一般質問で言いました、大分県の竹田市というところが、やっぱり行政でやって成功していると。

先ほど言いました高知県の嶺北の場合でいきますと、移住相談員がいまして、首都圏を中心に移住をされてきているということで、この方たちの結局、移住した決めてというのは、その相談員がいて、それから、空き家の情報が完備されていて、売ったりするのではなくて借りる形を、体験宿泊というような形で成功してきているというのがあります。

だから、積極策のところで、要するに危険廃屋と裏腹というか、やっぱり危険廃屋のほうに目が行きがちにはなりますけれども、やっぱり危険廃屋をなくすためには、やっぱり空き家の利活用というところが、ぜひ必要かなというふうに思います。

ゆう・あい・いしいのところの成果のところがありました。今までの実績と、今後の、 今月の予定と。来年度以降は、町長のお考えとしては、どんなふうに、ゆう・あい・いし いの活用というところについて。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

町長(庵逧典章君) こういう取り組みも実際に、当初、一応の計画はしますけれども、 やってみながら、また、考えて行かなきゃいけないと、工夫をしていかなきゃいけないと いうことなので、まだ、今年の事業として、先ほど言いましたように、これもこうした利 用者があって、それなりに何とか契約もできそうな方もいるんじゃないかというようなと ころも、ちょっと聞いておりますので、そういう実績を踏まえた上で、来年度以降につい ては、当然、検討していきたいと。

当然、やり方も変えるところは、変えなきゃいけないと思いますし、十分、今年も、まだ、半年あります。そういうものを、実績を踏まえた上で考えていきたいと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番(廣利一志君) 情報の発信、それから、情報の活用というところでは、移住をして くる人というのは、例えば、阪神間だったり、首都圏の方だったりと、そうした時に、そ の方たちは、何を見てという形になりますけれども、町のホームページでもありますし、 いろんな移住を支援するというホームページ等があるわけですけれども、幾つか見ていき ますと、近隣のところは、結構これは活用しているんです。佐用町の場合は、そういう活 用が、実はされてないのではないかな。

町のホームページは、当然、市町のホームページは、空き家バンクという形は、どこも同じようにそろえているんですけれども、積極的に、例えば、そういうホームページを活用していくというようなところが、実は、できていないのではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(高見寛治君) 議員おっしゃられましたように、今、空き家のサイトとしましては、ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会のほうでつくっております兵庫県全体の中に佐用町のページがありまして、そこのほうにアップをさせていただいております。

登録された分につきましては。ですんで、今後、多くの物件が集まりまして、紹介する件数が多くなりますと、当然、町として、しっかり整理をして案内をしていくことも考えていかなければいけないように思っております。

ただ、今は、まだ、そこまではいっておりません。兵庫県のほうのホームページを使わせていただいて、そこで見ていただいた方が、佐用町のほうに問い合わせていただくと、そういうふうな格好になっております。

[廣利君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、廣利議員。

4番(廣利一志君) その特措法ができ、それから、今回、その悉皆調査もされ、それは本来の目的は、固定資産税の情報という評価替えに使うものではありますけれども、6月の一般質問でも積極的な発言がありまして、それを生かしながら、ぜひ次の情報の活用というふうなところに一歩進めていただきたいなというふうに思いまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長(西岡 正君) 廣利一志君の発言は終わりました。 お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。

ただ今から休憩をとります。

再開を午後3時50分といたします。

午後03時33分 休憩 午後03時50分 再開

議長(西岡 正君) 休憩を解き、会議を再開します。 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。 2番、千種和英君の発言を許可いたします。

[2番 千種和英君 登壇]

2番(千種和英君) 議席番号2番、千種和英です。

本日は、通告書に基づき3件の質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は、本町における、ひきこもり対策についてです。

近年、我が国では自宅や自室にひきこもり、社会活動に参加できない若者の増加が指摘されています。若者のひきこもりという問題の対策について、本町の取り組みをお尋ねしたいと思います。

内閣府の発表によると、全国のひきこもりの人数は、平成 22 年度が約 60 万人、以降 64 万人と増加し、27 年度は約 56 万人と推定、推移しています。景気の回復の影響で若干の減少傾向にあるという推定ではありますが、依然として大きな問題の1つであります。

政府としては、40歳以上については、生活困窮者自立支援法で、39歳未満については、 平成22年4月1日施行の子ども若者育成支援推進法において支援をしています。

そこで、本町におけるひきこもり対策について、以下の点について町長に伺いたいと思います。

ア、ひきこもりによる社会的影響の認識について。

イ、本町における現状の認識について。

ウ、本町における担当部署と取り組みの現状について。

以上、この場からの質問とさせていただき、残りは議員席からさせていただきます。よ ろしくお願いいたします。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、今日最後の千種議員からのご質問にお答えさせていただ きます。

本町における、ひきこもり対策についてのご質問でございますが、ひきこもりとは、一般的には、さまざまな要因が重なって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期間にわたって失われている状態のことを指しております。

専門的には、生物学的要因、心理的要因、社会的要因などがさまざまに絡み合って、周囲の環境に適応できにくくなった時「ひきこもり」という現象があらわれるとされております。

ご質問1点目のひきこもりによる社会的影響の認識についてでございますが、学校や職場で「いじめ」や「きつい労働」などの辛い経験があって、外出しにくくなったり、電車に乗れなくなったりすることがあると言われております。また、目標を見失ったり、対人関係がしんどくなったりして無気力となり、社会生活を営みにくくなることもございます。個人を取り巻くさまざまな要素が、相互に絡み合って社会的ひきこもりに至ると考えられ、本人の性格や親の育て方などの一面的な理由からだけで起きるわけではなく、むしろ、本人はもともと真面目で優しい性格の方が多いように言われております。

国において社会的ひきこもりの人数は、かなり多数に上ると考えられており、正確な人数は、今のところわかっておりませんが、少なく見積もっても数十万人、多く見積もれば100万人ともいう見方もあるようでございます。これらの数を参考に考えると、今日では、社会的ひきこもりの問題は、非常に大きく、今、少子化による若者人口の減少が続く中で、本来、生産人口として社会を支える力である若者が、逆に社会的支援が必要となり、また、地域社会にとっても、これは大変大きなマイナスであります。

さらに、この方たちが高齢者になった時、社会的負担がもっと増えていくことが予想されるわけでありまして、町の将来にとっても非常に深刻な問題であるというふうに認識をいたしております。

次に、2点目の本町における現状の認識についてのご質問でございますが、健康福祉課で把握しております人数は、町内には 20 数名の方をひきこもりとして把握をいたしております。

これは、保健師や地域包括支援センターの職員が家族の方などから相談を受けたり、民生委員・児童委員からの情報提供により実態を把握しているものでございます。

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて 自宅にひきこもっている状態の方や、仕事や学校には行かず、家族以外の人との交流はな いが、時々買い物などで外出することがある方など、状況は、いろんな状況があり、それぞれ異なりますが、民生委員・児童委員の方たちから見て心配な方、また、家族等から支援などについて相談があった方などだけでありまして、佐用町においても、なかなか正確な人数は把握しきれません。この 20 数名以上に、まだまだ多くの、そういう状態の方がおられるのではないかというふうに、私は、想像をしております。

次に、3点目の本町における担当部署と取り組みの現状についてのご質問でございますが、教育委員会、商工観光課など各課と連携を取りながら対応をいたしております。

健康福祉課では、保健師がひきこもり当事者や家族への支援のため実態を把握し、こころのケア相談やひめじ若者サポートステーションへの相談へとつなげたりしております。

また、生活困窮者自立支援制度により相談窓口を設けて、県福祉事務所など関係機関と 連携を図り対応をいたしております。

商工観光課では、ひめじ若者サポートステーションと連携を取りながら、ひきこもり当事者や家族への支援を含む若者の就労支援のため、相談窓口を開設をし、電話相談や訪問相談を行い、就職や進学を目標にしたセミナー等が無料で受けられるように取り組んでおります。

教育委員会では、青少年育成センターにおいて、そうした相談を受ける体制はつくって ございますが、今のところ 16 歳以上の若者のひきこもりについての相談は、実績はあり ません。

また、子育て支援センターの関係機関からの当該者の小・中学校当時の生活の様子についての問い合わせ等があれば、可能な範囲内で情報の共有化を図っているところでございます。

生涯学習課では、青少年育成事業として健全育成を目的に子ども体験クラブやスポーツ イベント等の各種体験講座や啓発活動に取り組んでいるところでございます。

また、国では、有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化。ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化。また、従来の個別分野における縦割り的な対応の限界、等々に対応するために、平成 22 年4月に子ども・若者育成支援推進法を施行し、さらに、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給など、支援を行うため、平成 27 年4月に生活困窮者自立支援法を施行し、ひきこもり等、社会的孤立者が、住み慣れた地域での支援が受けられる体制がつくられたところでございます。

兵庫県においては、ひきこもりの長期化・高齢化が進む中、ひきこもり当事者や家族への支援充実を図るため、全年齢を対象とした相談支援の窓口として兵庫ひきこもり相談センターを平成26年4月に開設をされております。

佐用町におきましても、関係各課との連携はもとより、兵庫県ひきこもり相談センターやひめじ若者サポートステーションをはじめとする関係機関と連携を密にして、今後も引き続きひきこもりへの対応として、住みなれた地域での相談や支援に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番 (千種和英君) 先ほど、町長の答弁にありましたように内閣府が想定をしています ひきこもりの定義につきましては、6カ月以上自宅又は特定のところから出られない就学 できない、就労できないという定義になっております。

また、このひきこもりという問題につきましては、やはり担当の範囲が広いというのも 特徴でございます。

また、佐用町におきましても就労支援という立場からでは商工観光課、また、ひめじ若 者サポートステーションの支援を受け相談会を開催している。

また、健康福祉のほうからは精神障害等々の対応もされているという答弁を、今、いた だきました。

また、ひきこもりに対しての課題、社会的には働かないことによる生産性の損失でありましたり、また、ご家族の方、親がいなくなった後、その本人はどうやって生活するんだろうか。

また、いずれは、そういった働くことができないということで、生活保護の可能性があるというふうなご家族の生きていく上での大きな課題というのも認識をされているということも、今、確認をさせていただきました。

この佐用町でも過去3名の強制入院があるというのを、ひめじサポートステーションの担当課からお聞きをしました。

ひめじ若者サポートステーションでは、39歳以下のひきこもりに対して相談窓口を持たれているそうですが、佐用町での実績としましては、24年度は6回の相談で相談件数はゼロ件。25年度は6回の相談で3件の相談。26年度においては6回で8件の相談があったと報告を受けております。

主に、やはり本人からではなく、保護者からの相談で内容は非常に切迫しているという報告があり、龍野健康福祉事務所の介入までしていただいて対応しているということでありまして、本町においては保健師さんも含めて熱心に取り組んでいただいているという報告を受けておりますので、今後もこういった取り組みはお願いしたいと思います。

また、その部分で、私の調査ではできなかったんですけれども、40歳以上、これについては、40歳以上で働けないということで生活保護を受ける必要があるというのも多いということなんですけれども、そういった形では生活困窮者自立支援法において、生活保護というのは、この佐用町においてはどれぐらいの件数があるのか教えていただきたいと思うんですけれども。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、健康福祉課長。

健康福祉課長(森下 守君) 生活保護の関係者は、実際には 60 数名の登録があるんですが、 以前の議会で生活保護の説明の時に申し上げましたように、施設入所、うちの場合はそう いう指定の施設がございますので、その方を除きまして、在宅の方で言いますと現在把握 している人数は 43 名の方が生活保護受給者でございます。

〔千種君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

〔千種君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番(千種和英君) はい、承知いたしました。

生活支援と、やはり犯罪抑止という部分では、各分野の情報を共有していただいて、今後も対応をお願いしたいと思います。

また、もう1点ですけども、この問題に対しての西播磨地区の担当者、先ほどから何回か言っています、ひめじ若者サポートステーションの西播磨全体の担当者は、佐用町在住の青年でございます。

また、彼は、今、姫路のNPO法人に勤務して、西播磨全体の担当をしております。

以前から言っておりますように、こういった仕事のできる青年が地元を中心に活躍できるような、また整備、環境整備もお願いをしておきまして、これは付け加えになりますけれども本件の質問を終わらせていただきます。

続いて、2点目の定住促進対策についてでございます。

地方創生に関する、国・県の戦略骨子が発表され、それぞれに地方への定住対策が明記されています。国では安倍首相が地域おこし協力隊を現在の倍の3,000人に増員する意欲を見せ、兵庫県では、人口対策の社会増対策の基本目標の1つとして、人材の誘致・流入促進を掲げています。そこで本町における定住促進対策について、以下の点について町長に伺います。

ア、本町における取り組み体制について。

イ、地域おこし協力隊の本町の今年度募集、これは8月31日締め切りですけれども、 これの結果について。

ウ、地域おこし協力隊の任期終了後の自立、応募が少ない本町の現実の課題の認識及び 対策について。

よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。はい、町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、2点目の定住促進対策についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

定住促進対策について、この趣旨のご質問は、これまで何度もいろんな、多くの議員の 方から質問がありお答えをさせていただいておりまして、また、同じようなお答えしかで きないのは申し訳ないんですけれども、1点目の佐用町における定住促進の取り組み体制 についてでございますが、定住促進対策といたしましては、住まいの支援、教育支援、子 育て支援、外出支援、就労支援など、さまざまな観点から住民サービスを行っております。 これが1つの定住対策の取り組みの根幹ではないかと思っております。

これらサービスの具体的な施策については省略をさせていただきますが、今、佐用町に住まわれている町民の皆さまへのサービスの拡充を図ることで、町内・町外の皆さまに佐用町に住みたいというふうに思っていただけることを基本といたしております。

限られた財政措置の中で、対外的なサービスを拡充し定住対策を図るのではなくて、佐 用町に暮らし、佐用町のためにご尽力いただける方や、これからの佐用町を担っていく方 へのサービスを充実させることによって定住を図っていきたいというふうに考えておりま す。

そうして、これらの施策を対外的に判断いただいた時、佐用町に住みたいという I・U・ Jターンの増加が図れるのではないかというふうに期待をいたしております。

次に、2点目の地域おこし協力隊の今年度募集の結果についてでございますが、本年度の地域おこし協力隊員の募集につきましては、8月末に3回目の募集期間が終了をいたしました。その8月末の締め切り分について、残念ながら今回も応募そのものがありませんでした。

次に、3点目の地域おこし協力隊の任務終了後の自立、また、応募が少ない現実の課題の認識及び対策についてでございますが、この制度は平成21年度に創設されたもので、 過疎地域、振興山村地域等におきまして、都市地域の人材を1年から3年の期間、地域お こし協力隊員として採用し、地域ブランドの開発・販売支援、農林水産業への従事、住民 の生活支援など、地域協力活動を行ないながら、その地域への定住・定着を図っていくことを目的としたものでございます。佐用町におきましても平成 23 年度より 26 年度までの間の2期、お2人の地域おこし協力隊を採用し、活動をいただいた後、現在は、それぞれ佐用町内に定住をしていただいておりますので、本年度も採用に向けて3回の募集を行いましたが、先ほど申し上げましたように応募者は、残念ながらございませんでした。

本年度は、兵庫県下でも38名の募集に対して12名の採用と、応募者が少ないという状況となっております。募集条件のよいところでさえ、やっぱり応募がないという状況になっておりまして、こうした募集の難しさというものが、今、出ているのではないかと思っております。

今までは、佐用町のホームページにて募集を行ってまいりましたが、応募者がない状況を踏まえて、一般社団法人移住・交流推進機構の登録ができ、全国的なサイトでの募集が可能となりましたので、近日中に、新たに募集ができるように進めているところでございますが、募集の条件の見直しや隊員期間終了後の定住サポートする姿勢を、やはりある程度明確に示す必要があるのではないかというふうに考えております。

以上、簡単でありますが、このご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番(千種和英君) 私、8月末締め切り分なんですけれども、8月に実は、相談を受けております。コンサルティングをなりわいにする方と、もう1人の方、佐用町出身の若者なんですけども、その彼が、これに応募したいということで、相談に町役場に来られたそうです。その中で、担当者のほうからUターンであるために、この制度の趣旨には合わないという回答で断られたということで、何とかならないかという相談があったんですけれども、これ制度的にはUターンでも使えるんですけども、どういったいきさつで、そういった結果になったのか、教えていただきたいんですけれども。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(横山芳己君) まず、基本的には、佐用町は受け入れ態勢ができる町となって おります。

あと、応募につきましては、都市部ということで、住所要件のほうが、それに該当しなかったかと聞いておりますので、そういう意味で、出身者であって、都市部の住所を有してなかったように聞いておったんですが、それは違ったんでしょうか。

〔千種君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番(千種和英君) 僕は、その彼のほうからも聞きまして、神戸から帰って来たいんだ

ということで、問題はないのかなと、僕は認識しています。

先週も養父市のほうで開催されました兵庫県主催の地域おこし協力隊等ネットワーク構築事業の研修・交流会というのに参加をしまして、そこで兵庫県の担当部署である地域振興課と、総務省で、この制度設計に当たられた徳島大学の田口先生という方の講義を受けて、僕は、そうじゃないんですけれども、行政側の受け入れと制度運営についての講義を受けて来ました。その中で、この制度はUターンにおいても活用できるんですかという質問をしたところによると、総務省については、I・JターンよりはUターンのほうが確実であるので、そのへんが有効に活用できるように、緩やかな制度設計にしているので、ぜひ積極的にUターンでも要件が合えば、これを活用してほしいというお話をいただいたんですけれども、そのへん、僕が聞いている条件とは、ちょっと違うんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(横山芳己君) 先ほど、申しましたように、出身者であっても構わないという ことではあるわけですけれども、住所、あくまでも住所のことが問題であったかと聞いて おります。

と言いますのも、何せ、佐用町に住所がある方やったら、現実のお住まいは都市部にあったとしても、そういう意味で、そこがどう言いますか、書類上の話が出てきますので、そういう意味で、お断りを申し上げたと聞いております。

〔千種君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番(千種和英君) ここで、幾ら言っても、多分、結論は出ないんですけれども、ぜひとも、僕が報告を受けているのは、神戸に住所があるので、Uターンなんですという話を聞いたんですけれども、ちょっともう一度、そういったことを確認していただいて、せっかくのこの制度ですので、上手に運用していただけるように、お願いをしたいと思います。

また、その中で、先ほど、町長の答弁にありました 38 人の募集において 12 人の応募ということなんですけれども、これは数の問題ではなく、今現状、兵庫県内でも、やはり選ばれて来ている地域には、応募が殺到しているという現状がございます。

身近に朝来市のような事例で言えば、10人単位で来られています。実は、昨年度は、定員を超えて応募があって、そこから選ばれたというようなことなんですが、現実に、27年3月、この3月に全国で任期が終了されたのが945名。その中の8割が20代、30代でございます。その中の6割が、その任務地で定住をされています。その結果として、17パーセントの方が、その移住された地域で起業をされてます。

前年、前回、25年度の調査で起業というのは、9パーセントだったんですけども、非常に多くの方々が、その地域へ移り住んで起業をされています。

起業においても株式会社であったり、一般社団法人、NPO法人というのを設立されたり、就業されている方においても、タウンマネージャー、観光協会、農業法人、森林組合であったり、就農されている方は、稲作、畑作、果樹栽培や林業、農業生産法人での研修というようなところで定住をされているという結果を聞いてまいりました。

これは、何を意味しているかと言いますと、佐用町でも、やはり担い手のほしい分野じ

ゃないのかなというふうに思います。

現実に、この研修会は地域おこし協力隊のメンバーも多数参加をしてまして、やはり、 その彼ら、彼女たちと話をしても、非常にやっぱりキャリアがある。いろんな技術を持っ ているという人たちが田舎暮らしを求めている。自分たちの持っている技術を、その地域 で発揮をしたいんだというような形で移住をしてきているというのが、近年の流れのよう に感じました。

ぜひとも、この佐用町でも、そういった方々を上手に入って来ていただく。定住促進というのは、数字だけ人数を増やすというよりは、やはりどんどん、どんどん弱っていく、この佐用町に地域の担い手となるべき人材を呼び込みたいと思うんですが、こういった点、僕の認識はこうなんですけれども、当局としての認識はいかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 地域おこし協力隊の制度ができて、当初、今でも状況が多いんですけれども、募集によって、どんな仕事でもと、なかなか絞り込む、こういう仕事をしてほしいとか、こういうふうなことで人がほしいというような募集じゃなくって、協力隊としてということで、なかなか応募される方も絞りきれないというようなところもあるのではないかと思います。

応募が多いところは、やはり今言われるように、地域の担い手、将来の担い手になってほしいという意識を、はっきりと示した上で、そういう分野において、そういう経験のある方、また、意欲のある方をお願いしたいというような募集の仕方というのが、やっぱりこれから必要なんだろうなと思います。

だから、そういうことで、今回も3回やってもないという中で、担当のほうには、やは り佐用町として今、こういう人材を求めたいというような募集の仕方を、ちょっと工夫す るように、その指示をしたところです。

この協力隊、国を挙げてということですけれども、実際、今回、安倍首相が 3,000 人と 言われても全国にすればわずかな人数です。このことで、人口が増えるとかという問題で は、私は、大きくそれではないというふうに思います。

それより、今、千種議員言われるように、そういう方に、来ていただいて、やはり地域に大きな刺激を与えて、また、その方を中心に、また、いろいろな、そこに事業が展開できたり、活動が展開できると、そういうことをやっぱり求めないと、ただ来ていただいて、その期間だけいていただいて、何とか、その人も定住していただいたとしても、これで数字上、その人口が増えたというような形になるものでは、私は、当然ないということは認識しております。

〔千種君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番(千種和英君) その認識について、非常に僕はありがたいと、今、思いました。 制度設計をされた方、総務省のほうからも、この間、お聞きしますと、人数を増やすた め、定住した人数が何人増えたから、この制度は成功だとは思っていない。やはり、それ で定住、移住してもらうことによって、地域を、どう変えてもらうのか。地域の課題を、 どう担ってもらうのか。そういった人材が都市部から中山間地域へ移動することが、この制度の目的だということをおっしゃってましたんで、まさにそのとおりだと思います。安心して、今後もお願いしたいと思います。

その中で、先ほど、ちょっと言われましたが、やはり成功されている地域というのは、 明確なミッション、何をしてもらうかというのを明確に提示をされて募集をされているよ うです。

また、非常にこれ大切なのが、受入側の行政さんの担当職員の資質というところまで言われました。やはり、都市部から、今までのキャリアがあるんですよという勢いだけで来られて、当然、地域の中で最初からマッチングがうまくいくという例は、ほとんどないということです。そういった中で、そういった人材の方々に地域へ入っていただいて、地域側の条件もお伝えし、また、そういった協力隊のしたいことも上手に調整をしながら、軌道修正をしていって、その地域にばっちりとあって、地域の一部を担っていただく人材というのを育てていくのが、この制度なんですというお話を伺ってきましたので、先ほど、町長の答弁にありました認識のほうにつきましては、私自身、安心しましたので、ぜひとも今後は、担当部局の、そういった担当者の育成をお願いしたいと思いまして、この件につきましての質問を終わらせていただきます。

長くなるんですけれども、次、3点目でございます。

3点目の質問は、佐用町南光ひまわり祭りの成果についてでございます。本町の観光資源としての大きな位置を占める、佐用町南光ひまわり祭りが7月18日、土曜日から8月2日、日曜日までの16日間にわたり開催されました。

従前の取り組みの成果としての認知度の高さに加えて、本年度も多くのマスコミ報道のおかげで、期間中はもちろんのことその前後も、南光地区の各地、そしてそれ以外の町内の各地・各施設に、多くの入込み客があり、大いににぎわいました。

本事業につきましては、議会全員協議会において報告を受けておりますが、関係者また 住民の皆さまへの報告の意味で再度、この場で以下の点について町長に伺いたいと思いま すので、その旨をご了承ください。

- ア、本年度の入込み客数及び、事業直接的収入及び経費について。
- イ、近年の入込み客の推移について。
- ウ、本年度の、事業自体の成果及び課題について。
- 工、事業以外の町内全体への関連効果について。
- オ、来年度以降においての取り組みについて。
- カ、他地域の取り組みとの差別化として、単独事業・短期事業として捉えるのではなく、
- このブランド力を利用した農業支援等の広域的・長期的な事業としての考えはどうか。 よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、次、最後の佐用町南光ひまわり祭りの成果についてのご 質問にお答えをさせていただきす。

まず1点目の、本年度の入込客数と、事業収入及び経費でございますが、本年度のひまわり祭りは、7月 18 日から8月2日までの16 日間で開催をいたしました。来場者数は、駐車台数より換算をいたしまして7万 8,251 人、台風 11 号の影響を受け昨年より減少いたしましたが、7月4日から8月 19 日の間に開催をいたしました、ひまわり畑開園期間

全体では、12 万 441 人と昨年を 9,000 人以上上回り、合併以降最高となったところでございます。

収入といたしましては、駐車料金収入が965万6,050円となっております。

経費につきましては、一般会計のひまわり祭り運営費により対応いたしており、現時点において約750万円の歳出予定額となっております。ただし、現在清算中でありまして、最終決算額では当然ございません。

次に2点目の、近年の入込客の推移でございますが、先に述べたとおり、ひまわり畑全体で合併後最高の来場者数となるなど増加傾向にございますが、この事業は、天候や開花状況、開園日数などにより、毎年、入り込み客数が変動する可能性が高いことは、ご認識をいただきたいと存じます。

3点目の、本年度の事業の成果及び課題についでございますが、10数万人の方にお越しいただき、テレビ、ラジオ、新聞等で頻繁に報道され、町のPR効果は非常に大きいものがあると思います。

課題についてでありますが、今年も期間中の日曜日の2日間、道路渋滞が発生をし、地域の皆さんやご来場者に大変ご不便をおかけしました。本年度も、早くから町ホームページにおいて日曜日等の渋滞についての情報提供や路上への渋滞看板の設置などに取り組み、昨年度から平日の来場者が上昇傾向にございます。来年度は、徳久バイパスの開通によって渋滞の緩和ができるのではないかというふうに期待をしているところであります。

4点目の、町内全体の関連効果につきましては、本年度、周辺自治体との連携を深め、 宍栗市をはじめ美作市、西栗倉村の4市町村の観光部局が協力し、千種川沿線と鳥取道を 結ぶルートの広域的なPRにも力を入れております。また、商工会とともに取り組んでき ました、ジビエ料理をテーマにしたスタンプラリーやひまわり地鶏のメニューの宣伝も同 時に行い、ひまわりのお客様がジビエ料理や地鶏料理の飲食店にたくさんお越しいただい たというふうに伺っております。

このほかにも、例年同様、さまざまな業種のお店や施設に、たくさんのひまわりのお客様に足を運んでいただいており、今後も、さまざまな分野への関連性を高めていくことが非常に重要だというふうに受け止めております。

5点目の、来年度以降においての取り組みについてでございますが、今年は、空撮を利用したインターネットによるPRなどを新たに取り組みました。来年度以降におきましても、有効なPR方法ががあれば、前向きに検討し、より多くの皆さまに周知できるよう努力をしていきたいと考えております。

また、地元保育園新築にあわせて、ひまわり祭りの駐車場の増加にもつながる整備も検 討してまいりたいと考えております。

最後6点目の、他地域との差別化とブランド力を利用した農業支援等広域的・長期的な取り組みについてでございますが、現在も、ひまわり単独のイベントではなく、観光協会、商工会等の協力のもと多方面でのPRに取り組むなど、観光や特産品育成の分野でもひまわりは大きな役割を果たしております。

また、青年農業者の会やひまわり館、ハウス部会、ひまわり市といった農業関連団体及び、福祉団体や郵便局などさまざまな団体が会場に出店、地元農産品をはじめ各分野での販売宣伝に取り組んでいただいております。さらに、西はりま天文台や昆虫館による体験事業やJRの利用促進事業も同時開催するなど、さまざまな方面の協力のもと、町をあげての事業として取り組んでいるところでございます。

また、町内の他地域につきましては、佐用地域は黒豆の枝豆、上月地域はもち大豆、三日月地域はそばの栽培と、それぞれの地域の特産物の生産に重きをおいた作付けが実施をされており、ひまわりの栽培につきましては、種の収穫を前提といたしており需要と供給

の観点から、現状の作付面積を維持していくことが限度でないかというふうに考えております。

議員のおっしゃるブランド力を逃す手はないと考えますので、知名度を利用した特産品の開発・支援については、当然、検討をしてまいります。

今後も、地元の方々をはじめ、農業、商業、観光、運輸、周辺自治体などさまざまな分野が協力して、地域活性化の重要な事業として長期的に、これを推進していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

[千種君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番(千種和英君) 先日もご報告いただいたとおりでございます。

ただ、あえてお聞きしたいのが、町長の答弁にある感想と、実は、関係者の方々の感想 に若干のずれがあるように感じております。

私自身、ひまわり祭りの開催時は、毎日、午前、午後、会場へ行き、様子を見るととも に、いろいろな方々にご意見、お話を伺いました。

まず、気づいた点は、1点目は、これは答弁にもありましたように、やはり情報発信がうまくいっているのでしょうか。渋滞に関しては、年々緩和してきているということで、このへんに関しては、やはり取り組みが成果を出したところなのかなというふうに思っております。

しかしながら、一番気がついたのは、期間の前半にバスによるツアーというのは、非常 に少なかったというように認識をしております。

これバスの乗務員の方であったりガイドさんに伺うと、やはり一番の原因は、いろんな 規定が厳しくなったということで、バスの料金が高くなったということによる日帰りツア 一が、なかなか採算がとれないので、日帰りツアーが組みにくくなったんですという回答 をいただきました。

それと同時に、これ非常に残念なことなんですけども、このツアーを企画すると、比較的苦情が出るんですという話を伺いました。どんな点かと確認をしますと、畑以外の、やはり楽しみがない。暑いところで暑さを逃げるところであったり、また、飲食、お土産のブースが充実してないということで、お客さんのほうから苦情が出るので、会社として、ちょっとこの企画自体の本数を減らしているんですというようなお話を伺いましたので、そういった対応が必要なのではないかなというふうに感じます。

もう1点なんですけども、それと相反することなんですけれども、物販ブース、先ほど、 飲食、お土産のブースが充実してないということを言ったんですが、物販ブースの運営者 の方々にも、ずっとお話をお伺いすると、やはり平日と週末の差が大きく、運営するのに 非常に苦労をしているんだというお話を伺います。

実際に見ておりましても、平日に、先ほど、町長の答弁になりました、いろんな団体さんが野菜を並べられてますが、なかなかやっぱり入込客が少なくて売れない。売れないので、この暑い時にしんどいんやと、土日になると、入込客が多いので、実は、お昼になると、野菜等々に関しては売れてしまう。ですから、お昼過ぎに来られたお客さんのほうからの意見としては、ここ来でも何もないねというような意見がございます。

確かに、高齢者の方を中心に、今、若手の方の農業者も頑張っておられるんですけれど も、そういったところを、何とか改善できるような支援の必要があるのじゃないのかなと いうふうに思います。

これは、以前から私も言ってます、今後、町長も目指されてます農業を基幹産業にするであったり、直売所等々の運営を加味して、やはり生産と販売の分離というのも考えるべきではないのかなと思います。

特に、生産者の方に聞いてみますと、7月、8月のあの暑い時に、夜明けからずっと収穫をして、昼間もずっと暑いところにおって、それを片づけたら、また、畑へ行かなあかんのや。わしら、こんなんやってられへんという、仕事と言えばそうなんですけども、そういったところを、何か上手に分離をするなり、仕組みをつくるなりして、生産者の支援とともに、入込客、来場者の方々に満足をしていただけるようなひまわりのイベントの改善点だと思うんですが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) これも長年やっております。そういう課題がずっと、いろいろとあるということは、私も、それなりに認識はしているつもりです。

当然、このひまわりの期間が長いので、通常の1日、2日のイベントではありません。 そして、来場者も当然、休日、日曜日、土曜日と、平日とは、全く人数が違うし、非常に 暑い期間に行っているということで、花を栽培していただいている人だけではなくって、 そうした来ていただいた方に楽しんでいただく、また、それを地域の皆さの1つの、いろ いろな物販の販売等によって、商業なり農業の活性化にもつなげていきたいと、いろんな ことを盛り込んだ事業ですから、それぞれ、みんなが協力をいただかないと、この事業は できません。

先ほど言われたバスの問題等については、私もバス会社の方から、バスの運転、安全基準というのが非常に厳しくなって、なかなか今までのバス運賃が非常に高くつくようになったということで、少なくなったことは聞いておりますけれども、そういう団体のお客さんに来ていただくことも大事ですけれども、最近の傾向として、非常に若い女性のグループ、そういう方が目立ってきたというのは、やはりこのひまわりの持つ、そういう若い女性の方たちにアピールできる魅力が非常にあるのかなという思いはします。そのへんは、今後、非常に大事にしていかなきゃいけない。

そのためには、これまで、ひまわり畑というのは、旧南光町時代から1つの、いわゆる米の生産調整、減反政策の中で、それの減反作物として植えられてきたということですので、それを初めから見せるためだけに、それを専門につくってきたわけではないと。そういうことで、なかなか年によって、花のできがどうしても悪かったり、これは自然のものなので仕方ないんですけど、やはり来ていただいて、本当に感動していただけるような、これから、いいと言いますか、見ごたえのある花をつくっていくというような、そういう面でも努力していかないと、なかなか、ほかの地域でもひまわりというのは、ある程度、栽培されたりしてやっておられますので、そこらとの競争というところもあります。

町としても、そういう今までの、今、いただいたような、いろんなご意見、また、提言、こういうことを踏まえて、これは、町で全てができることじゃないんで、地域のそういう関係者のみんなが協力していただく、認識を共有していただかなければできませんので、そういうことで、ひとつこれからも佐用町の年間を通してでも、非常に入込客の多い、いろんなまた、周辺、いろいろなことへも波及効果の高い、このひまわり祭りというものを、さらに充実をしていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願

いしたいと思います。

それから、その他、農産物の生産とか販売、そういう分野においても、当然これからは、 もっと来ていただいた方に満足していただけるようなものへ努力する方法として、これま で生産していただいた方も、かなり高齢になっておられる方も多い、少なくなってきてお ります。それにかわる形での、今、若い生産者も生まれてきております。

今年のひまわり祭りにも、そういう方がお店の出店もしていただきました。そういうと ころを、やはりもっと増やしていくということも努力していきたいと思います。

関係課が、これは商工観光課で担当してくれておりますけれども、町でいろんな関係課が、やっぱりそれぞれがそれに一緒に協力していくと、町として取り組んでいくという、その姿勢、そういうものを示していきたいと思います。

〔千種君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番(千種和英君) そういった成果であったり、改善点があるんですが、こういった事業自体の検証であったり、関係者等々の反省会であったり、次年度に向けての取り組みなんかの話というのはされているんですか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) このことも先般、全員じゃないですけども、地域のひまわり畑でそれぞれひまわりを栽培していただいている方、それから商工会、また、農協、そういう方たちに集まっていただいて、その年の成果なり反省会というのを毎年やっております。 そういう中で、なかなかそこまで、今、千種議員からの指摘のあるような、多方面にわたる具体的な議論というのはできておりませんけども、これは、また、担当課のほうでしっかりと、話を聞かせていただいて、今後の、当然、来年度の計画というのは、もうやっ

〔千種君 挙手〕

ていかなきゃいけないわけです。すぐに。そういう中で生かさせていただきます。

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番(千種和英君) 担当課のほうへ聞きましたら、また、そういった出た意見等々は、 教えていただけるんですか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(高見寛治君) 8月 31 日に実行委員会のひまわり畑の反省会を行っておりま

す。議事録については、商工観光課のほうに来ていただければと思います。

〔千種君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、千種議員。

2番 (千種和英君) はい、ありがとうございます。せっかくの佐用町の大きなブランド でございます。ぜひ地域を元気にするために来年度以降にも、また、取り組みを、どんど ん広げていっていただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長(西岡 正君) 千種和英君の発言は終わりました。

お諮りします。あと3名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。

本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明日9月17日、午前10時より再開します。

本日は、これにて散会します。どうも御苦労さんでありました。

午後04時45分 散会